

令和5年基準対応

改訂60版  
建設工事  
標準歩掛

建設工事標準歩掛積算委員会編

一般財団法人 建設物価調査会

# 1. 土木工事

- ① 土木・下水道工事市場単価、  
土木工事標準単価…………… 1
- ② 公 園…………… 6
  - ① 基盤整備…………… 6
    - 1. 敷地造成工…………… 6
    - 2. 擁壁工…………… 7
  - ② 施設整備…………… 18
    - 1. 給水設備工…………… 18
    - 2. 雨水排水設備工…………… 20
    - 3. 汚水排水設備工…………… 25
    - 4. 園路広場整備工…………… 25
    - 5. 修景施設整備工…………… 31
    - 6. サービス施設整備工…………… 33
    - 7. 施設仕上げ工…………… 34
  - ③ 植 栽…………… 38
    - 1. 公園植栽工…………… 38
    - 2. 公園除草工…………… 46
- ③ 下 水 道…………… 51
  - ① 開削工事…………… 51
    - 1. マンホール工…………… 51
    - 2. 機械掘削工（小型バックホウ・バックホウ）  
…………… 54
    - 3. 機械投入埋戻工…………… 55
    - 4. 管 布 設…………… 57
    - 5. 副 管…………… 60
    - 6. 取付管布設工単価表…………… 61
    - 7. ま す…………… 61
    - 8. 市場単価…………… 63
  - ② 推進工事…………… 78
    - 1. 刃口推進工…………… 78
    - 2. 小口径推進工…………… 86
  - ③ 土留め工…………… 128
    - 1. 支 保 工…………… 128
    - 2. たて込み簡易土留め工…………… 129
    - 3. 軽量鋼矢板（標準有効幅250mm）建込み工  
…………… 131
    - 4. アルミ矢板（標準有効幅333mm）建込み工  
…………… 133
  - ④ 管きょ更生工法…………… 135
    - 1. 管きょ内面被覆工（製管工法）…………… 135
    - 2. 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）…………… 143
- ④ 上 水 道…………… 150
  - 1. 铸铁管布設工…………… 150
  - 2. 鋼管布設工…………… 161

- 3. 硬質塩化ビニル管布設工…………… 176
- 4. ポリエチレン管布設工…………… 178
- 5. 遠心力鉄筋コンクリート管布設工…………… 180
- 6. 管切断工…………… 182
- 7. 弁類及び消火栓設置工…………… 188
- 8. 既設管撤去工…………… 195
- 9. 鋼製貯水槽設置工…………… 197
- 10. ダクタイル铸铁製貯水槽設置工…………… 201
- ⑤ 土地改良…………… 204
  - ① 土地改良工事の積算…………… 204
    - 1. 直接工事費の積算…………… 204
    - 2. 間接工事費…………… 204
    - 3. 一般管理費等…………… 210
    - 4. 支給品費、官貸額の内容及び算定…………… 211
    - 5. 工事価格…………… 211
    - 6. 消費税相当額…………… 211
    - 7. 細部事項…………… 211
  - ② ほ場整備整地工…………… 215
    - 1. ほ場整備整地工（標準区画0.3ha以上）…………… 215
    - 2. ほ場整備整地工（標準区画0.3ha未満）…………… 220
    - 3. 基盤整地及び簡易整備…………… 224
    - 4. 暗渠排水工…………… 227
    - 5. 畦畔整形工…………… 233
    - 6. 弾丸暗渠工（参考）…………… 234
    - 7. 自動埋設暗渠工（参考）…………… 235
  - ③ 農地造成工…………… 236
    - 1. 人力刈払…………… 236
    - 2. レーキドーザ抜根…………… 238
    - 3. レーキドーザ排根…………… 240
    - 4. リップドーザ岩掘削…………… 242
    - 5. リップドーザ（耕起・深耕）…………… 244
    - 6. 有機質資材散布（マニアスプレッダ）…………… 245
    - 7. ロータリ（直装式）耕起砕土…………… 247
    - 8. 石礫除去工（人力）…………… 248
    - 9. 石礫除去工（機械）…………… 250
    - 10. 雑物除去（農用地造成工用）…………… 251
    - 11. 畑面植生…………… 251
- ⑥ 調 査…………… 253
  - ① 測 量…………… 253
    - 1. 測量業務積算基準…………… 253
    - 2. 基準点測量…………… 259
    - 3. 水準測量…………… 266
    - 4. 路線測量（耕地平地部）…………… 270
    - 5. 河川測量…………… 273
    - 6. 深淺測量…………… 275
    - 7. 用地測量…………… 277
    - 8. 空中写真測量…………… 285
    - 9. 現地測量…………… 300
    - 10. 航空レーザ測量…………… 302

11. 三次元点群測量	309
12. 機械経費等	312
② 地質調査	315
1. 地質調査積算基準	315
2. 地質調査市場単価	318
3. 地質調査標準歩掛	334
3-1 地すべり調査	334
3-2 弾性波探査	340
3-3 軟弱地盤技術解析	343
③ 土木設計業務	346
1. 土木設計業務等積算基準	346
2. 設計留意書の作成	348
3. 電子成果品作成費	348
4. 土木設計業務等標準歩掛	349
4-1 道路設計標準歩掛	349
4-2 交差点設計	355
4-3 歩道詳細設計	360
4-4 道路設計関係その他設計等	361
4-5 一般構造物設計	362
4-6 橋梁設計	384
4-7 地下横断歩道等設計	397
4-8 山岳トンネル詳細設計	401
4-9 共同溝設計	406
4-10 電線共同溝 (C・C・BOX) 設計	411
4-11 仮設構造物詳細設計	416
4-12 河川構造物設計	422
4-13 砂防構造物設計	431
4-14 道路休憩施設設計	438

## 2. 建築工事

① 建築工事の積算体系及び歩掛	443
① 工事費の構成	443
② 工事歩掛と単価	443
③ 下請経費等	444
④ 工事費に関する事項	444
⑤ 数量積算基準	444
⑥ 内訳書標準書式	444
② 共通費	448
① 共通仮設費 (総合仮設費)	448
② 現場管理費	451
③ 一般管理費等	453
④ 設計変更における共通費の算定	454
⑤ 共通費及び共通費率の参考値	454
③ 仮設	456
① 一般事項	456
② 共通仮設 (総合仮設)	456
(1) 仮設建物 (参考)	456
(2) 仮囲い	459
(3) ガードフェンス	460
(4) 屋外整理・清掃・片付け (参考)	461
③ 直接仮設	461

(1) 遣方・墨出し・養生・整理清掃後片付け	461
(2) 外部足場	463
(3) 内部足場	471
(4) 内部躯体足場	474
(5) 雑足場 (参考)	477
(6) 災害防止 (金網類・シート・ネット類)	477
(7) 仮設材運搬	478

④ 土工	481
① 一般事項	481
② 土工機械	481
1. 機種を選定	481
2. 土工機械運転	482
3. 土工機械運搬	482
4. トラック運転	483
5. 土工機械分解組立	483
③ 根切り	483
④ 埋戻し, 盛土	485
1. 機種を選定	485
2. 埋戻し, 盛土歩掛	485
3. 敷ならし	486
⑤ 締固め, すきとり	486
⑥ 積込み	486
⑦ 建設発生土運搬	487
1. 機種	487
2. 建設発生土運搬歩掛	487
⑧ 小規模土工, 人工土工	489
1. 適用範囲	489
2. 小規模土工用機械運転歩掛表	489
3. 根切り歩掛 (小規模土工の作業内容と使用機械)	489
4. 埋戻し歩掛 (小規模土工の作業内容と使用機械)	489
5. 積込み歩掛	490
6. 建設発生土運搬 (小規模土工)	490
⑨ 山留め	492
1. 鋼矢板の打込み・引抜き	492
2. H形鋼の打込み・引抜き	498
3. 山留め支保工工事費算出例	504
4. 山留め損料日数	505
5. 運転機械及び労力	506
6. 単価表	507
⑤ 地業	512
① 一般事項	512
② 地業	512
③ 床下防湿層敷き	512
④ 土間下断熱材敷き	512
⑤ 鋼管・既製コンクリート杭打工 (パイルハンマ工)	512
⑥ 鋼管・既製コンクリート杭打工 (中掘工)	512
⑦ 場所打杭工 (全回転式オールケーシング工)	512

⑧ 場所打杭工 (リバースサーキュレーション工法).....	512	② 建築用コンクリートブロック積み (帳壁) .....	540
⑨ 杭頭処理.....	513	③ 防水立上り部 (れんが押え).....	543
⑩ 杭頭補強.....	514	④ れんが積み (参考).....	543
⑪ サンドドレーン工, サンドマット工.....	514	⑤ 耐火れんが積み.....	543
<b>⑥ 鉄筋</b> .....	515	⑥ 養生.....	543
① 一般事項.....	515	⑦ 運搬 (参考).....	543
② 鉄筋加工・組立.....	515	⑧ 軽量気泡コンクリート板 (ALC パネル) (参考) .....	544
1. 加工・組立歩掛.....	515	<b>⑤ 防水</b> .....	545
2. 組立歩掛.....	516	① 一般事項.....	545
3. 加工歩掛.....	517	② アスファルト防水.....	547
4. 梁貫通孔補強加工組立歩掛.....	517	③ アスファルト防水押えの伸縮目地他.....	551
5. S造スラブ加工組立歩掛.....	518	④ モルタル防水 (参考).....	551
6. 小型構造物加工組立歩掛.....	519	⑤ シーリング.....	552
7. 構造別による鉄筋の割合 (参考).....	519	⑥ コーキング (参考).....	552
③ ガス圧接.....	519	<b>⑫ 石</b> .....	553
1. ガス圧接歩掛.....	519	① 一般事項.....	553
④ 鉄筋運搬 (往復).....	520	② 石張り.....	553
⑤ トラック運転.....	520	③ テラゾ張り.....	554
<b>⑦ コンクリート</b> .....	521	④ モルタル調合比.....	554
① 一般事項.....	521	⑤ 養生 (参考).....	554
② コンクリート打設手順.....	521	⑥ 石積み・据付 (参考).....	555
③ コンクリート機械器具.....	522	⑦ 間知石積み (参考).....	555
<b>⑧ 型 枠</b> .....	523	<b>⑬ タイル</b> .....	556
① 一般事項.....	523	① 一般事項.....	556
② 合板型枠.....	523	② 床タイル張り.....	556
③ 打放し面補修.....	528	③ 外装壁タイル張り.....	556
④ 型枠目地棒.....	528	④ 外装壁役物タイル張り.....	557
⑤ 耐震スリット 厚25.....	529	⑤ 内装壁タイル張り.....	558
⑥ 型枠運搬.....	531	⑥ 内装壁モザイクタイル張り.....	558
<b>⑨ 鉄 骨</b> .....	532	⑦ 内装壁モザイクタイル役物張り.....	558
① 一般事項.....	532	⑧ テラコッタ張り (参考).....	560
② 主体鉄骨の工場加工・組立 (参考).....	533	⑨ 先付けタイル (参考).....	560
③ 鉄骨運搬.....	535	1. 先付けタイル工場加工費 (平物) PC パック (一発目地).....	560
④ 現場建方.....	535	2. 先付けタイル現場施工費 (平物).....	560
⑤ ボルト本締め.....	536	3. 先付けタイル現場施工に伴う労務加算.....	560
⑥ 普通ボルト締付け.....	537	<b>⑭ 木 工</b> .....	561
⑦ 現場溶接.....	537	① 一般事項.....	561
⑧ 鉄骨工場塗装.....	537	② 床下地組 (参考).....	561
⑨ アンカーボルト埋込み.....	538	③ 床板張り (参考).....	561
⑩ 柱底均しモルタル.....	538	④ 間仕切軸組 (参考).....	562
⑪ 軽量鉄骨 (母屋・胴縁の類) 加工組立.....	538	⑤ 壁胴縁組 (参考).....	562
⑫ 鉄骨足場.....	538	⑥ 天井下地組 (参考).....	562
⑬ 災害防止金網.....	538	⑦ 壁, 天井板張り (参考).....	563
⑭ 仮設材運搬 (鉄骨足場).....	538	⑧ 幅木, その他 (参考).....	563
⑮ トラック運転.....	539	⑨ 和 室.....	564
⑯ 鉄骨工場加工・組立工場直接工算出例.....	539	⑩ 和室 押入れ.....	564
<b>⑩ 既製コンクリート</b> .....	540	⑪ 建具枠回り (参考).....	565
① 一般事項.....	540		

**15 屋根及びとい**..... 566

- ① 一般事項..... 566
- ② 屋根下地 (参考)..... 566
- ③ 屋根 (かわら) ぶき (参考)..... 566
- ④ スレートぶき (参考)..... 567
- ⑤ 波形スレートぶき役物 (参考)..... 568
- ⑥ 亜鉛鉄板ぶき..... 568
- ⑦ 銅板ぶき (参考)..... 570
- ⑧ アルミ合金板ぶき (参考)..... 570
- ⑨ 被覆鋼板ぶき (参考)..... 570
- ⑩ 合成樹脂波板ぶき (参考)..... 571
- ⑪ と い..... 572
- ⑫ 鋼管とい掃除口..... 574
- ⑬ 鋼管とい防露巻き..... 574
- ⑭ 鋼管とい塗装..... 577
- ⑮ ルーフドレン..... 578

**16 金 属**..... 579

- ① 一般事項..... 579
- ② 溶接金網敷き..... 579
- ③ 下地ラス張り..... 579
- ④ 軽量鉄骨下地 (壁・天井)..... 580
- ⑤ 金物工事..... 585
- ⑥ 雨 押 え (参考)..... 586
- ⑦ スリーブ (参考)..... 587
- ⑧ 鋼製笠木類 (参考)..... 588

**17 左 官**..... 589

- ① 一般事項..... 589
- ② 床コンクリート直均し仕上げ..... 589
- ③ 床モルタル塗り..... 589
- ④ 床下地モルタル塗り..... 590
- ⑤ 床特殊モルタル塗り (参考)..... 590
- ⑥ 床人造石塗り (参考)..... 591
- ⑦ 壁モルタル塗り..... 592
- ⑧ 壁下地モルタル塗り..... 593
- ⑨ 壁特殊モルタル塗り (参考)..... 593
- ⑩ 壁人造石塗り (参考)..... 594
- ⑪ 壁プaster塗り (参考)..... 594
- ⑫ 壁各種吹き付け (参考)..... 595
- ⑬ 和風壁塗り (参考)..... 596
- ⑭ 役物モルタル塗り..... 597
- ⑮ 役物人造石塗り (参考)..... 598

**18 建 具**..... 602

- ① 一般事項..... 602
- ② 木製建具..... 602
  - (1) 木製建具取付け..... 602
  - (2) 木製建具製作 (参考)..... 605
  - (3) 付属金物の種類・数量他 (参考)..... 605
  - (4) ドアクローザ取付け..... 608
  - (5) ガラス清掃..... 608
  - (6) 木製建具運搬 (参考)..... 608
- ③ 金属製建具..... 609

- 1. アルミニウム製建具..... 609
- 2. 鋼製建具..... 611
- 3. シャッター (参考)..... 613
- ④ ガラス..... 616
  - 1. 板ガラス..... 616
  - 2. ガラスとめ材..... 619
  - 3. 溝型ガラス (プロフィリット) (参考)..... 619
  - 4. ガラスブロック (参考)..... 620
  - 5. プリズムガラス (参考)..... 620

**19 塗 装**..... 621

- ① 一般事項..... 621
- ② 素地ごしらえ..... 621
- ③ 木部素地押え..... 624
- ④ 鉄鋼面錆止め塗料塗り  
(素地ごしらえは含まない)..... 624
- ⑤ 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗り..... 624
- ⑥ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)  
(素地ごしらえ・錆止め塗料塗りは含まない)  
..... 625
- ⑦ 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)  
(素地ごしらえは含まない)..... 626
- ⑧ 多彩模様塗料塗り (EP-M)  
(素地ごしらえは含まない)..... 626
- ⑨ つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り  
(EP-G) (素地ごしらえは含まない)..... 626
- ⑩ 木部つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り  
(EP-G) (素地ごしらえは含まない)..... 627
- ⑪ 鉄鋼面つや有合成樹脂エマルジョン  
ペイント塗り (EP-G)  
(素地ごしらえ・錆止め塗料塗りは含まない)  
..... 627
- ⑫ 亜鉛めっき鋼面つや有合成樹脂エマルジョン  
ペイント塗り (EP-G)  
(素地ごしらえ・錆止め塗料塗りは含まない)  
..... 627
- ⑬ 亜鉛めっき鋼面 (鋼建面) つや有合成樹脂  
エマルジョンペイント塗り (EP-G)  
(素地ごしらえは含まない)..... 627
- ⑭ クリヤラッカー塗り (CL)  
(素地ごしらえは含まない)..... 628
- ⑮ ラッカーエナメル塗り (LE)  
(素地ごしらえは含まない)..... 628
- ⑯ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)  
(素地ごしらえは含まない)..... 628
- ⑰ ラッカーエナメル吹付け  
(素地ごしらえは含まない) (参考)..... 629
- ⑱ オイルステイン塗り (OS)  
(素地ごしらえを含む)..... 629
- ⑲ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)  
(素地ごしらえは含まない)..... 629
- ⑳ 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り  
(EP-T)..... 630
- ㉑ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)  
(糸幅：300mm 以下)..... 630

22	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G) (糸幅：300mm 以下).....	631	2	アスファルト舗装.....	653
23	クリヤラッカー塗り (CL) (糸幅：300mm 以下).....	631	1-1	歩 掛.....	653
24	ラッカーエナメル塗り (LE) (糸幅：300mm 以下).....	631	1-2	舗装機械運搬.....	657
25	オイルステイン塗り (OS) (糸幅：300mm 以下).....	632	1-3	構内舗装用直接仮設.....	657
26	その他塗料塗り (素地ごしらえ・錆止め塗料は含まない) (参考).....	632	3	透水性舗装 (参考).....	658
27	その他塗料塗り (素地ごしらえは含まない).....	633	1-1	歩 掛.....	658
20	内外装.....	634	4	コンクリート舗装目地.....	659
1	一般事項.....	634	5	インターロッキングブロック舗装.....	660
2	木質系床.....	634	6	コンクリート平板.....	660
3	プラスチック系床.....	634	24	植 栽.....	661
4	カーペット敷込み.....	635	1	一般事項.....	661
5	畳.....	635	2	植付け (高木).....	661
6	せっこうボード張り.....	636	3	植付け (中低木).....	661
7	けい酸カルシウム板張り.....	637	4	植付け (地被類).....	661
8	天井ロックウール吸音板張り及び サンドウィッチパネル.....	638	5	掘取り (中低木、根巻き有り).....	661
9	天井ボード切込み.....	638	6	掘取り (中低木、根巻き無し).....	662
10	木毛セメント板打込み、断熱材張り 及び打込み.....	639	7	掘取り (高木、根巻き有り).....	662
11	壁紙張り.....	639	8	掘取り (高木、根巻き無し).....	662
12	壁紙張り 素地ごしらえ.....	639	9	幹巻き (高木).....	662
13	化粧シート張り.....	640	10	支柱 (1).....	663
14	その他 (参考).....	640	11	支柱 (2).....	663
21	仕上ユニット.....	641	12	芝 張 り.....	664
1	一般事項.....	641	13	植栽基盤整備 (A種).....	664
2	階段滑り止め埋込工法.....	641	14	植栽基盤整備 (B種).....	664
3	くつずり.....	641	15	植栽基盤整備 (C種).....	664
4	室名札.....	641	16	植栽基盤整備 (D種).....	665
5	衝突防止表示.....	641	17	植栽土工機械運転.....	665
6	誘導用及び注意喚起用床材.....	642	18	植栽機械運搬 (バックホウ).....	665
7	厨房器具.....	642	19	トラック運転.....	665
8	ベネシアンブラインド.....	643	25	とりこわし.....	666
9	カーテンレール.....	643	1	一般事項.....	666
10	ブラインド取付け.....	643	2	建物のとりこわし.....	666
11	ピクチャーレール.....	643	1.	適用条件.....	666
12	煙突用成形ライニング材.....	644	2.	歩 掛.....	667
13	掲 示 板.....	644	3.	内装材とりこわし (人力を指定した場合) (参考).....	671
14	床排水金具.....	644	4.	舗装とりこわし (参考).....	672
15	旗竿受金物.....	644	26	建築改修工事.....	674
22	排水.....	646	1	一般事項.....	674
1	一般事項.....	646	2	仮 設.....	674
2	排水歩掛.....	646	1.	屋上防水改修.....	674
23	構内舗装.....	653	2.	外壁改修.....	674
1	一般事項.....	653	3.	内部改修.....	675
			4.	仮設材運搬 (仮設間仕切り (C種)).....	676
			5.	トラック運転.....	676
			3	撤 去.....	677
			4	外壁改修.....	684
			5	塗装改修.....	684

### 3. 電気設備工事

<b>① 電気設備工事の積算体系及び歩掛</b> .....	701
① 工事費の構成.....	701
② 工事歩掛と単価.....	701
③ 下請経費等.....	702
④ 数量積算基準.....	702
⑤ 内訳書標準書式.....	702
<b>② 共通費</b> .....	704
① 共通仮設費.....	704
② 現場管理費.....	706
③ 一般管理費等.....	708
④ 共通費及び共通費率の参考値.....	709
<b>③ 電力工事</b> .....	711
① 一般事項.....	711
② 配線工事.....	711
1. 600V 絶縁電線 (EM-IE・EM-IC・HIV・IV・IC等 管路入線の場合).....	711
2. 600V 絶縁ケーブル配線 (EM-EEF, EM-EE, VVF, VVR).....	712
3. 600V 絶縁ケーブル配線 (EM-EE・VVR コンクリート部分に サドル止め配線する場合).....	712
4. 600V ポリエチレンケーブル配線 (EM-CE, CV 管路入線の場合).....	713
5. 高圧架橋ポリエチレンケーブル配線 (6kV EM-CE (EE), 6kV EM-CET (EE), 6kV CV, 6kV CVT 管路入線の場合).....	714
6. 高圧電力ケーブル端末処理 (プレハブ).....	715
7. 制御用ケーブル配線 (EM-CEE, EM-CEE-S, CVV, CVV-S 管路入線の場合).....	716
8. 低圧耐火ケーブル配線 (EM-FP-C, NH-FP-C, FP-C 管路入線の 場合).....	719
9. 高圧耐火ケーブル配線 (6kV EM-FP-C, 6kV NH-FP-C, 6kV FP-C 管路入線の場合).....	721
③ 配管工事.....	723
1. 電線管 (隠ぺい又はコンクリート打込みの場合).....	723
2. 金属製可とう電線管.....	725
3. 合成樹脂製可とう電線管 (隠ぺい又はコンクリート打込みの場合).....	726
④ 位置ボックス・プルボックス.....	728
1. 位置ボックス.....	728
2. プルボックス.....	731
⑤ 金属線び類.....	731
⑥ 金属ダクト・金属トラフ.....	732
⑦ フロアダクト及び付属品 (参考).....	732

⑧ ケーブルラック.....	733
⑨ 防火区画貫通処理.....	733
⑩ バスタクト (600V).....	740
⑪ ライティングダクト (直付).....	743
⑫ ボンディング.....	744
⑬ 塗装工事 (電線管等用).....	745
⑭ 電線管防錆.....	745
⑮ 配線器具取付け.....	746
1. タンブラスイッチ.....	746
2. フル2線式 (多重伝送制御) リモコンスイッチ.....	747
3. コンセント.....	748
4. OAフロア用器具.....	749
5. 医用配線器具.....	749
6. プルスイッチ・計器箱その他.....	749
⑯ 照明器具取付け.....	751
1. 白熱灯.....	751
2. H I D灯.....	751
3. H I D灯 (ポールライト).....	752
4. ガーデンライト.....	752
5. 灯具昇降装置.....	752
6. 昇降装置操作盤 (参考).....	752
7. 蛍光灯.....	753
8. LED照明.....	756
9. 照明制御器.....	757
10. 誘導灯.....	757
11. 非常用照明 (白熱灯・LED灯).....	757
12. 誘導灯信号装置.....	757
⑰ 分電盤・制御盤取付け.....	760
1. 開閉器箱・分電盤.....	760
2. 開閉器箱・分電盤 (組込機器).....	761
3. 制御盤.....	761
4. 電動機・電極その他結線.....	762
⑱ 受変電設備.....	763
1. 受配電盤.....	763
2. 変圧器, 高圧進相コンデンサ.....	764
3. 直列リアクトル (高圧進相コンデンサ用) .....	765
4. 直流電源装置.....	765
5. 工事材料.....	766
6. 高圧負荷開閉器, その他.....	767
⑲ 自家発電設備 (参考).....	768
⑳ 雷保護設備.....	769
1. 雷保護設備.....	769
㉑ 電柱建柱 (人力建込みの場合).....	773
1. コンクリート柱.....	773
2. 木 柱.....	773
3. パンザーマスト.....	773
㉒ 電柱建柱 (建柱車使用の場合).....	774
1. コンクリート柱 (建柱車使用の場合).....	774
2. 木 柱 (建柱車使用の場合).....	774
㉓ 支線取付け.....	774
㉔ 腕金取付け.....	775
㉕ 電線架設.....	775
㉖ 引込用電線.....	775

⑳	架空ケーブル施設	776	⑪	ボタン電話用ケーブル (管路内に引き入れる場合) (EM-EBT, EM-BTIEE, EBT, BTIEV) .....	794
1.	低 圧 (参考)	776	⑫	LAN 用ケーブル (管路内入線の場合) (EM-UTP, UTP).....	794
2.	高 圧 (参考)	776	⑬	通信機器取付け工事	798
3.	吊 架 線	776	1.	電 話	798
㉘	変圧器台 (柱上用) (参考)	776	2.	情報表示・拡声設備	800
㉙	点検台 (柱上用) (参考)	777	3.	テレビ共同受信	801
㉚	変圧器 (柱上用)	777	4.	インターホン装置	803
㉛	保安開閉器その他 (柱上用)	778	5.	表示・電鈴装置	805
㉜	がいし取付け (参考)	779	⑭	火災報知機	806
㉝	保護網・保護線 (参考)	779	⑮	ガス漏れ警報設備	809
㉞	地中ケーブル布設	780	⑯	車路管制設備 (参考)	809
1.	600V ポリエチレンケーブル配線 (EM-CE, EM-CET, CV, CVT).....	780	⑰	監視カメラ設備	809
2.	高圧架橋ポリエチレンケーブル配線 (6kV EM-CE, 6kV EM-CET, 6kV CV, 6kV CVT).....	780	<b>5</b>	<b>信号工事</b>	810
㉟	地中管路布設	780	①	外線工事 (通信工事に準ずる)	810
1.	トラフ布設	780	②	内線工事	810
2.	防水铸铁管	780	<b>6</b>	<b>電気設備改修工事</b>	811
3.	配管用炭素鋼鋼管 (SGP)・ ポリエチレン被覆鋼管 (PLP).....	781	①	一般事項	811
4.	厚鋼電線管 (G)・ケーブル保護用合成樹脂 被覆鋼管 (GLL, GLT), 硬質ビニル電線管 (VE, HIVE).....	782	②	撤去	811
5.	波付硬質合成樹脂管 (FEP).....	782	③	撤去 (600V 絶縁電線)	811
6.	地盤変位対策用管路材	783	④	撤去 (600V 絶縁ケーブル)	812
7.	多孔陶管 (セラダクト) 布設 (参考)	784	⑤	撤去 (電線管)	813
8.	地中埋設標, 埋設標識シート	787	⑥	撤去 (線び類)	814
9.	ブロックハンドホール	787	⑦	撤去 (ケーブルラック)	814
<b>4</b>	<b>通信工事</b>	789	⑧	撤去 (プルボックス)	814
①	屋内通信線 (管路内入線の場合) (EM-TIEF, TIVF).....	789	⑨	撤去 (位置ボックス)	814
②	構内ケーブル・着色識別ポリエチレン ケーブル (管路内入線の場合) (EM-TKEE, EM-FCPEE, EM-FCPEE-S, TKEV, CCP-P, FCPEV, FCPEV-S).....	789	⑩	撤去 (HID 灯器具)	815
③	耐熱ケーブル・警報用ケーブル (管路内入線の場合) (EM-HP, NH-HP, HP, EM-AE, AE).....	790	⑪	撤去 (白熱灯器具)	815
④	プリント局内ケーブル (ケーブルラック配線の場合) (SWVP) (参考).....	791	⑫	撤去 (蛍光灯器具)	815
⑤	同軸ケーブル (管路内に引き入れる場合) (EM-nC-2E, EM-S-nC-FB, nC-2V, S-nC-FB, 平行フィーダー).....	792	⑬	撤去 (Hf 蛍光灯器具)	818
⑥	マイクロホン用コード (管路内に引き入れる場合) (EM-MOOS, EM-MEES, MVVS).....	792	⑭	撤去 (柱上取付け変圧器)	819
⑦	光ファイバケーブル (管路内入線の場合) (MM, SM).....	792	⑮	撤去 (参考資料)	820
⑧	光ファイバケーブル直線接続	793	<b>4. 機械設備工事</b>		
⑨	光ファイバケーブル成端接続	793	<b>①</b>	<b>機械設備工事の積算体系及び歩掛</b>	823
⑩	光ファイバケーブル伝送損失測定	793	①	工事費の構成	823
			②	工事歩掛と単価	823
			③	下請経費等	823
			④	数量積算基準	824
			⑤	内訳書標準書式	824
			<b>②</b>	<b>共通費</b>	825
			①	共通仮設費	825
			②	現場管理費	827
			③	一般管理費等	829
			④	共通費及び共通費率の参考値	830



<b>③ 配管工事</b> .....	832	<b>④ 空気調和及び換気設備工事</b> .....	877
① 一般事項.....	840	① 冷凍機.....	877
1. 配管用炭素鋼鋼管.....	841	1. チリングユニット据付け.....	877
2. 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA) ねじ接合 (管端防食継手).....	842	2. 空気熱源ヒートポンプユニット据付け.....	877
3. 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VD) ねじ接合 (管端防食継手).....	843	3. 吸収冷温水機据付け.....	877
4. 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-VA) ハウジング形管継手.....	844	② 冷却塔.....	878
5. フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-FVA) フランジ接合.....	845	1. 冷却塔据付け.....	878
6. フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-FVD) フランジ接合.....	846	③ 空気調和機.....	878
7. 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-HVA) ねじ接合 (管端防食継手).....	847	1. 空気調和機据付け.....	878
8. 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (SGP-VS) ねじ接合.....	848	2. パッケージ形空気調和機据付け.....	878
9. 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PA) ねじ接合 (管端防食継手).....	849	3. パッケージ形空気調和機 (圧縮機屋内形) 据付け.....	879
10. 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-PD) ねじ接合 (管端防食継手).....	850	4. パッケージ形空気調和機 (圧縮機屋外形) 据付け.....	879
11. フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-FPA) フランジ接合.....	851	5. ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 据付け.....	880
12. フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (SGP-FPD) フランジ接合.....	852	6. ルームエアコンディショナー (ウインド形) 据付け.....	880
13. 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (黒) MD 継手.....	853	7. ルームエアコンディショナー (セパレート 形 (圧縮機屋外形)) 据付け.....	880
14. 排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 MD 継手 .....	854	8. ファンコイルユニット据付け.....	880
15. 一般配管用ステンレス鋼鋼管 (圧縮・プレス・拡管式).....	855	9. 全熱交換器据付け.....	881
16. 一般配管用ステンレス鋼鋼管 (溶接接合) .....	856	10. 空気清浄装置据付け.....	882
17. 一般配管用ステンレス鋼鋼管 (ハウジング形管継手).....	859	11. 加湿器据付け.....	882
18. 遠心力鉄筋コンクリート管.....	861	④ 送風機.....	883
19. 銅管 (M)・被覆銅管・保温付被覆銅管.....	861	1. 送風機据付け.....	883
20. 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP)・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VP)・リサイクル 硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 (RF-VP)・ 硬質ポリ塩化ビニル管 (VU)・リサイクル 硬質ポリ塩化ビニル三層管 (RS-VU)・ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 (REP-VU).....	863	2. 消音ボックス付送風機・パイプ用ファン 据付け.....	883
21. 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 (HTVP).....	868	3. 換気扇等据付け.....	884
22. 耐火二層管 (FDVD).....	870	4. ウェザーカバー.....	884
23. 冷媒用銅管.....	871	⑤ 機器搬入費.....	884
24. 冷媒用断熱材被覆銅管.....	873	1. 歩 掛.....	884
25. 一般弁類.....	874	2. ポンプと銅板製水槽の搬入費計算例.....	886
26. 伸縮管継手・フレキシブルジョイント等 .....	875	⑥ ダクト設備.....	887
27. 計器類.....	876	1. アングルフランジ工法ダクト.....	887
		2. コーナーボルト工法ダクト (低圧).....	888
		3. ステンレス製ダクト アンクル工法.....	889
		4. スパイラルダクト.....	891
		5. 排煙円形ダクト.....	894
		6. フレキシブルダクト.....	894
		7. グラスウール製ダクト (円形ダクト).....	895
		8. 吹出口・吸込口.....	895
		9. ダンパー類.....	897
		10. 排気フード, グリス除去装置据付け.....	897
		11. たわみ継手 (キャンパス継手).....	898
		12. 定風量・変風量ユニット.....	898
		⑦ 自動制御機器及び計装工事.....	905
		1. 自動制御機器.....	905
		2. 計装工事.....	905
		⑧ 総合調整費.....	906
		1. 総合調整.....	906
		<b>⑤ 暖房設備工事</b> .....	907
		① ボイラー据付け.....	907

②	温風暖房機据付け	908	8	塗装工事	995
③	タンク類	908	①	一般事項	995
1.	地下オイルタンク据付け	908	②	塗装工事の仕様	995
2.	地下オイルタンク用附属品	909	③	塗装工事の歩掛	996
3.	オイルサービスタンク等据付け	911	9	防食処置	999
④	ポンプ類据付け	912	①	一般事項	999
⑤	配管及び附属品	914	②	防食処置の仕様	999
1.	配管工事	914	1.	材 料	999
2.	一般弁類	914	③	防食処置の歩掛	999
3.	高圧トラップ装置	914	1.	鉛 管 (コンクリート内)	999
4.	低圧トラップ装置	914	2.	鋼 管 (地中埋設)	1000
5.	多量トラップ装置	914	10	土 工 事	1001
6.	減圧装置 (蒸気用)	915	①	一般事項	1001
7.	温度調整装置	915	②	土工事の歩掛	1001
⑥	暖房器具	917	11	コンクリート工事	1003
1.	暖房器具据付け	917	①	一般事項	1003
6	衛生設備工事	918	②	コンクリート工事の歩掛	1003
①	衛生器具	918	12	樹 類	1004
1.	大 便 器	918	①	適 用	1004
2.	小 便 器	919	②	材 料	1004
3.	小便器・自動洗浄タンク (参考)	919	③	樹類歩掛	1008
4.	小便器洗浄用埋設管	920	④	樹単価作成例 (参考)	1014
5.	仕 切 板	921	13	機械設備改修工事	1016
6.	洗 面 器	921	①	一般事項	1016
7.	手洗器・洗髪器	922	②	撤 去	1016
8.	流 し 等	923	1.	適用条件及び留意事項	1016
9.	水飲器等	923	2.	資機材の撤去	1016
10.	シャワーセット	924	3.	ダクト撤去	1016
11.	衛生器具附属品	924	4.	ダクト附属品撤去	1017
②	給水器具	925	5.	ダクト類保温撤去	1018
1.	タンク類据付け	925	6.	衛生器具撤去	1019
2.	水栓類等	926	7.	配管保温撤去	1020
3.	量水器等	927	③	改修工事	1028
③	排水器具	928	1.	配管工事	1028
1.	排水金物・トラップ等	928	2.	ダクト工事	1029
④	給湯器具	930	3.	樹 類	1030
1.	タンク類据付け	932	④	はつり工事	1030
2.	ガス湯沸器等据付け	933	⑤	機器搬出	1031
3.	電気湯沸器等据付け	934			
⑤	消火設備	935			
1.	屋内消火栓, 屋外消火栓, 連結送水管等	935			
2.	スプリンクラー設備	937			
3.	消火用充水タンク	937			
⑥	厨房器具設備	938			
7	保温工事	940			
①	一般事項	940			
②	保温工事の仕様	940			
1.	材 料	940			
2.	施 工	941			
③	配管の保温工事の歩掛	943			
④	機器・煙道及びダクトの保温の歩掛	981			
⑤	弁類の保温の歩掛	989			

# 1. 土木工事

- ① 土木・下水道工事市場単価，土木工事標準単価
- ② 公園
- ③ 下水道
- ④ 上水道
- ⑤ 土地改良
- ⑥ 調査

改訂59版より，歩掛積上方式から施工パッケージ型積算方式に移行した工種の歩掛の参考掲載を廃止しました。

改訂58版まで掲載しておりました「土工，共通工，基礎工，コンクリート工，仮設工，河川・砂防・海岸，道路，共同溝，橋梁」については掲載がありませんのでご注意ください。

最新の施工パッケージ型積算については，「令和5年度版国土交通省土木工事積算基準」「令和5年度版 国土交通省土木工事標準積算基準書」各編をご参照ください。

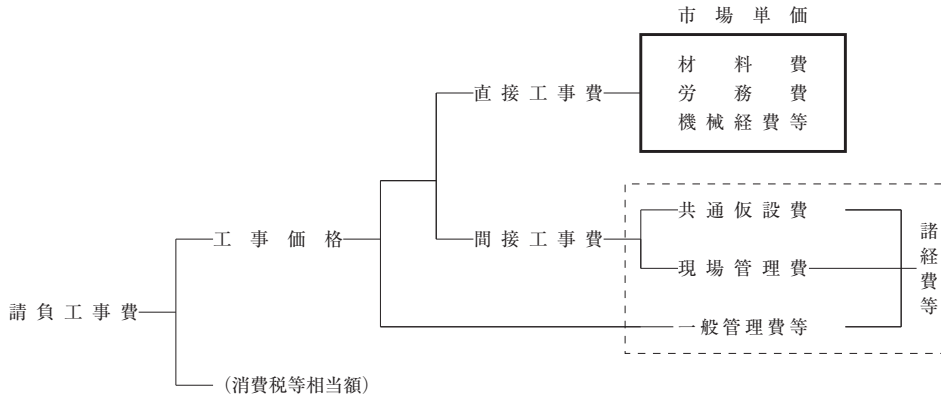
## ① 土木・下水道工事市場単価，土木工事標準単価

### ①-1 土木・下水道工事市場単価

#### (1) 市場単価方式とは

市場単価方式は、「工事を構成する一部又は全部の工種について、歩掛を用いず、材料費、労務費及び直接経費（機械経費等）を含む施工単位当りの市場での取引価格を把握し、直接、積算に用いる方法」である。

市場単価方式は、外注化の進展に伴い、一部の工種においては総合工事業者と専門工事業者の間で取引市場が形成されており、施工に必要な費用についてもこの市場における取引価格として把握し得ることに着目したものである。このような工種については、従来の土木工事積算のように工事費を構成する各々の費目の価格を算定し、それを積み上げて総額を算定する原価計算方式を用いるのではなく、総合工事業者と専門工事業者の取引市場における価格を調査し、その標準的な価格を直接積算に導入するというのが市場単価方式の基本的な考えである。



注：①市場単価の範囲は太枠内の直接工事費（材・労・機）

図1：請負工事費の構成と市場単価

#### (2) 市場単価の導入プロセス

市場単価調査では三つの段階調査（①予備調査→②試行調査→③本施行調査）を実施して、導入している。

##### (2)-1 予備調査

市場単価調査の可能性をあらかじめ検討するために実施する。

##### (2)-2 試行調査

現行の土木工事工種のうち、市場単価導入の要件を満足すると判断される工種を選定のうえ、市場調査により市場単価を設定する。

これらの市場単価について、国土交通省の直轄工事に一定期間試行的に導入することにより、積算での適合性を検証するものである。

##### (2)-3 本施行調査

試行調査において十分に検証された工種については、随時、本施行工種に移行される。

本施行となると積算基準として正式に採用され、継続的に市場単価調査が実施されることとなり、調査結果は四半期に一度、「土木コスト情報」（発行：（一財）建設物価調査会）で公表される。なお、既存の歩掛は、積算基準より削除される。

①—2 土木工事標準単価

(1) 土木工事標準単価とは

「土木工事標準単価」は、「標準的な工法による施工単位当りの工事費で，工事業者の施工実績に基づき，調査により得られた材料費，歩掛等によって算定した価格」である。「市場単価」が歩掛を用いず，総合工事業者と専門工事業者との施工単位当りの取引価格から決定されるのに対し，「土木工事標準単価」は，調査された機械，労務，材料の歩掛に最新の機械経費，労務費，材料費を掛け合わせて算定された価格であることから，時々の単価が反映されるということに大きな特徴がある。

「土木工事標準単価」は，工種ごとに名称や規格・仕様，時間的制約の程度及び昼間単価（工種によっては夜間単価もあり）などの別に応じて四半期ごとに価格が都道府県ごとに公表される。これらは，（一財）建設物価調査会発行の「土木コスト情報」や「デジタル土木コスト情報」に掲載されている。

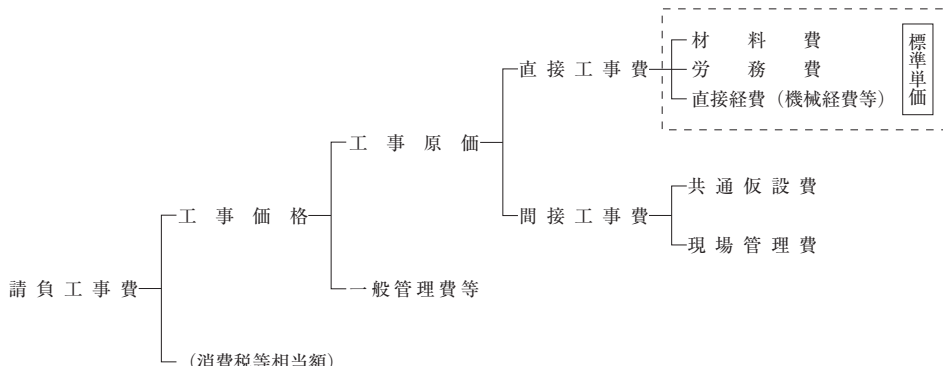


図2：工事費の構成と掲載価格の範囲

価格の構成は業種の様態によって，以下のように区分している。詳細については，「土木コスト情報」の各工種の「単価の構成」欄を参照されたい。

- ① ：機械経費+労務費+材料費
- ② ：機械経費+労務費
- ③ ：労務費

(2) 価格の決定

価格算定に用いる歩掛は，原則，調査によって得られた数値データ及び非数値データについて統計手法等を検討し類似歩掛と比較するなど，総合的な判断に基づき決定している。材料費等については「建設物価」資料編に示した手法によって決定している。労務費については調査時点で公表されている公共工事設計労務単価を適用し，機械経費についても調査時点で公表されている建設機械等損料表もしくは「建設物価」掲載の建設機械賃貸料金（長期割引後の単価を使用）を適用している。ただし，時間的制約を受ける場合の労務費，豪雪地域（国土交通省のホームページ「豪雪地帯対策の推進」参照）の機械損料については国土交通省の土木工事標準積算基準書に準じて補正している。

(3) 各種補正の考え方及び価格欄の特殊な表示

各種補正の考え方及び価格欄の特殊な表示については，以下の通りとしている。なお，価格等に大幅な変更等がある場合は随時，当会のホームページにて情報提供を行うので，最新の情報にご注意願いたい。

① 夜間単価

・[夜間単価] 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯の場合であり，該当ページの工種名称欄に網掛けをし，昼間単価と区別している。

② 時間的制約

- ・[時間的制約を受ける] 作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下の場合を示している。
- ・[時間的制約を著しく受ける] 作業時間が4時間/日以上7時間/日以下の場合を示している。

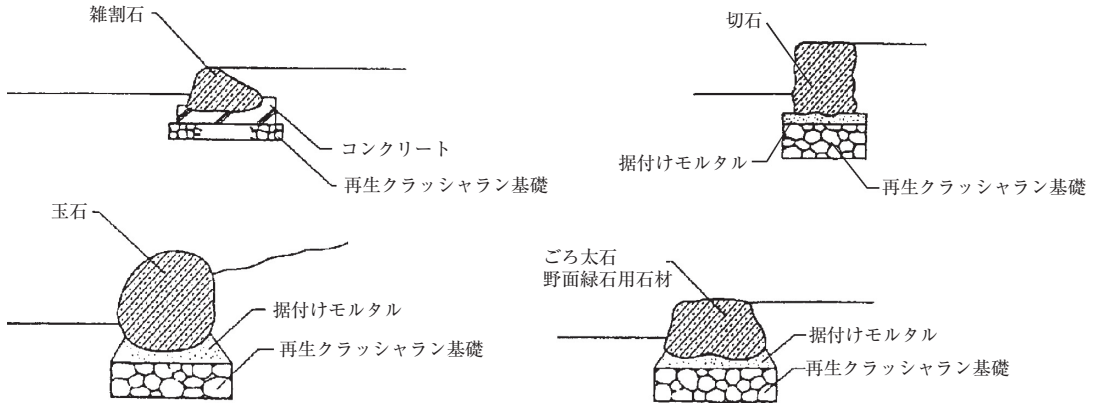
③ 週休2日補正

- ・週休2日に取り組み際の必要経費の計上（国土交通省のホームページ参照）について，「土木コスト情報」の単価は「週休2日補正なし」の価格情報を掲載している。
- ・「4週6休以上4週7休未満」，「4週7休以上4週8休未満」，「4週8休以上」，「4週6休以上4週7休未満 交替制」，「4週7休以上4週8休未満 交替制」，「4週8休以上 交替制」の6種類の週休2日補正を行った価格情報については，「デジタル土木コスト情報」にのみ収録している。
- ・「デジタル土木コスト情報」については，「建設物価 Book Store」(<https://book.kensetu-navi.com/>)を参照のこと。

(4) 土木工事標準単価調査工種の経緯

土木工事標準単価調査工種は，次表に示す経緯を得て，現在に至っている。

(参考図)



5. 修景施設整備工

5-1 適用範囲

本資料は、公園工事における石組工に適用する。

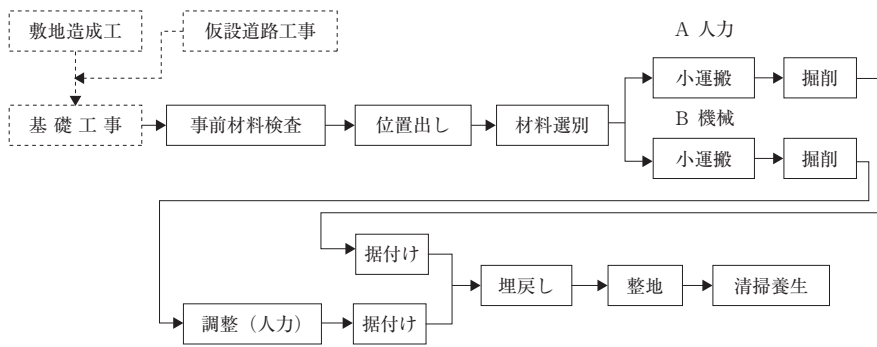
5-2 石組工

5-2-1 石組・景石

(1) 施工フロー

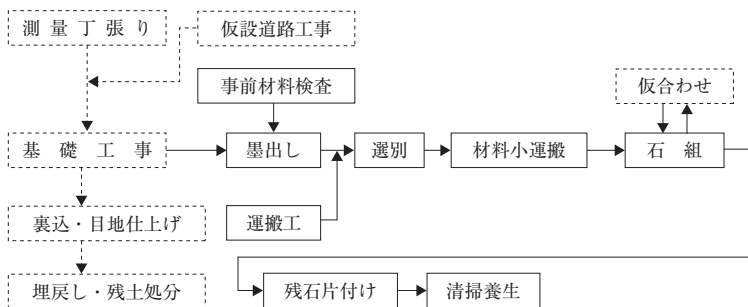
施工フローは下図のとおりとする。(下記は一例であり、現場条件により大きく変化する。)

① 景石工



(備考) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

② 石組工



(備考) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(2) 施工歩掛

人力及び機械施工による石組工の施工歩掛は次表を標準とする。

① 景石規格と実重量

石組工の積算に用いる景石の規格と実重量は次表を標準とする。

表5.1 景石規格と実重量

景石規格 (t / 個)	景石重量	景石規格 (t / 個)	景石重量
0.5	~0.75 t 以下	2.0	1.75 t 超え~2.5 t 以下
1.0	0.75 t 超え~1.25 t 以下	3.0	2.5 t 超え ~3.5 t 以下
1.5	1.25 t 超え~1.75 t 以下	4.0	3.5 t 超え ~4.5 t 以下

② 機種を選定

機械施工による場合の機種は次表を標準とする。

表5.2 機種を選定

機 械 名	規 格	景石規格 (t / 個)					
		0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
ト ラ ッ ク	クレーン装置付4t積吊能力2.9t	○				-	
トラッククレーン	油圧式4.9t吊り	-				○	

(備考) 現場条件により、本表により難い場合は現場条件に適した機種規格を計上することができる。

③ 石組・景石据付(捨石工)歩掛

機械施工による場合の機種は次表を標準とする。

表5.3 石組・景石据付(捨石工)歩掛

(1t 当り)

名 称	単位	石 組 工		景 石 (捨石工)	
		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工
世 話 役 人	人	0.03	0.14	0.02	0.07
造 園 工	ク	0.80	1.30	0.60	1.00
普 通 作 業 員	ク	0.26	1.10	0.17	0.90

(備考) 1. 土ぎめ据付とする。  
2. 石組工については標準的な石組に適用し、滝石組等、特殊な石組については別途考慮する。

④ 石組機械運転歩掛

石組に用いる機械の運転歩掛は次表を標準とする。

表5.4 石組機械運転歩掛

(1t 当り)

機 械 名	規 格	単位	景石規格 (t / 個)					
			0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
ト ラ ッ ク	クレーン装置付4t積吊能力2.9t	h	0.38	0.23	0.17	0.16	-	-
トラッククレーン運転	油圧式4.9t吊	日	-	-	-	-	0.028	0.028
標準日当り据付個数		個/日	29.4	24.0	20.0	16.7	11.7	8.8

(備考) トラッククレーンは、賃料とする。

⑤ 景石据付(捨石工)機械運転歩掛

景石据付(捨石工)に用いる機械の運転歩掛は次表を標準とする。

表5.5 景石据付(捨石工)機械運転歩掛

(1t 当り)

機 械 名	規 格	単位	景石規格 (t / 個)					
			0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0
ト ラ ッ ク	クレーン装置付4t積吊能力2.9t	h	0.38	0.23	0.17	0.16	-	-
トラッククレーン運転	油圧式4.9t吊	日	-	-	-	-	0.028	0.028
標準日当り据付個数		個/日	29.0	24.0	20.0	16.7	11.7	8.8

(備考) トラッククレーンは、賃料とする。

(3) 単 価 表

① 石組 1 t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表5.3
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン 運 転 ・ 賃 料		h・日		表5.4
景 石	〇〇石	t		
諸 雑 費		式	1	
計				

② 景石（捨石工） 1 t 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人		表5.3
造 園 工		〃		〃
普 通 作 業 員		〃		〃
トラッククレーン 運 転 ・ 賃 料		h・日		表5.5
景 石	〇〇石	t		
諸 雑 費		式	1	
計				

6. サービス施設整備工

6-1 適 用 範 囲

本資料は、公園工事におけるベンチ・スツールの据付けに適用する。

6-2 ベンチ・テーブル工

6-2-1 ベンチ・スツール

(1) 施 工 歩 掛

ベンチ・スツールの据付歩掛は次表を標準とする。

表6.1 ベンチ据付歩掛

(10基当り)

質 量 名 称	20kg 未満		20kg 以上～30kg 未満		30kg 以上～40kg 未満	
	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員
ス ツ ー ル	0.10	0.40	0.15	0.60	-	-
背 な し ベ ン チ	-	-	0.24	0.96	0.28	1.12
背 付 き ベ ン チ	-	-	0.28	1.12	0.34	1.36

質 量 名 称	40kg 以上～50kg 未満		50kg 以上		材 質
	特殊作業員	普通作業員	特殊作業員	普通作業員	
ス ツ ー ル	-	-	-	-	磁器製、木製等
背 な し ベ ン チ	0.32	1.28	-	-	木製、FRP製、硬質ポリ塩化ビニル製、鋳鉄製、パイプ製等
背 付 き ベ ン チ	0.40	1.60	0.46	1.84	

(備考) 石材、コンクリート製等については別途計上する。



### ③ 下 水 道

#### ① 開削工事

##### 1. マンホール工

##### (1) 組立マンホール工

##### ① 組立〇〇号マンホール

(1 箇所当り, 深さ m)

種 目	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ブロック, 蓋, 受枠等		箇所				物価資料等参照
削 孔 費		式	1			必要に応じて計上
底 部 工		箇所				②
組立マンホール設置工		〃				(市場単価)
計						
(備考) 1. ブロック, 蓋, 受枠の据付手間については, 組立マンホール設置工に含む。 2. 削孔費は, マンホール流出口については製品価格に組込まれている。流入口の削孔費は現場の施工条件等により必要に応じて, 物価資料等又は見積りにより別途計上する。						

##### ② 底部工 (組立式)

(1 箇所当り)

種 目	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要										
砕 石		m <sup>3</sup>														
インパートコンクリート工		〃														
モルタル上塗り工	配合 1 : 2, 厚さ 2 cm	m <sup>2</sup>				備考1.										
計																
(備考) 1. モルタル上塗工の歩掛は次表による。 <div style="text-align: right;">(1 m<sup>2</sup>当り)</div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>左 官</th> <th>普通作業員</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩 掛</td> <td>人</td> <td>0.33</td> <td>0.33</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・上塗モルタル厚は10~30mm とし, 歩掛は上表の数値により共通とする。 2. 基礎砕石の施工手間については, 組立マンホール設置工に含む。 3. インパート付底塊を使用する場合は, インパートコンクリート工及びモルタル上塗り工を除く。							種 目	単 位	左 官	普通作業員	備 考	歩 掛	人	0.33	0.33	
種 目	単 位	左 官	普通作業員	備 考												
歩 掛	人	0.33	0.33													

##### (2) 現場打ちマンホール

##### ① 〇〇号マンホール

(箇所, 平均深さ m)

種 目	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
蓋	受枠とも	組				
斜 壁		個				
直 壁		〃				
床 版		枚				
調整コンクリートブロック		組				
底 部 工		箇所				②
壁 立 上 り 工		〃				③
ブロック据付工		個				④
調整コンクリート ブロック据付工		箇所				⑤
調整コンクリート工		〃				必要に応じて計上
計						〇〇箇所当り
1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所
(備考) 本歩掛は, 下水道工事における現場打ちマンホール設置作業に適用する。						

4. 管 布 設

(1) 管布設工単価表 (鉄筋コンクリート管)

(1 m 当り)

種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
土 木 一 般 世 話 役		人				
特 殊 作 業 員		〃				
普 通 作 業 員		〃				
バックホウ運転 又は ラフテレンクレーン賃料	〇〇m <sup>3</sup> 〇〇 t 吊 又は 油圧伸縮ジブ型25 t 吊	日				
諸 雑 費		式	1			(備考) 2.
計						10 m 当り
1 m 当り						計 / 10 m

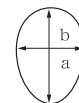
鉄筋コンクリート管布設歩掛表 (10 m 当り)

種 目	単 位	呼び径 (mm)									
		200	250	300	350	400	450	500	600	700	800
土 木 一 般 世 話 役	人	0.30	0.31	0.32	0.33	0.33	0.34	0.35	0.37	0.39	0.41
特 殊 作 業 員	〃	0.60	0.62	0.64	0.66	0.66	0.68	0.70	0.74	0.78	0.82
普 通 作 業 員	〃	0.60	0.62	0.64	0.66	0.66	0.68	0.70	1.11	1.17	1.23
バックホウ運転	日	0.30	0.31	0.32	0.33	0.33	0.34	0.35	0.37	0.39	0.41
	規格	バックホウクローラ型クレーン機能付吊能力1.7 t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> /平積0.2m <sup>3</sup>					バックホウクローラ型クレーン機能付吊能力2.9 t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> /平積0.35m <sup>3</sup>				
諸 雑 費	%	1									

種 目	単 位	呼び径 (mm)										
		900	1,000	1,100	1,200	1,350	1,500	1,650	1,800	2,000	2,200	2,400
土 木 一 般 世 話 役	人	0.43	0.45	0.47	0.49	0.53	0.57	0.61	0.66	0.73	0.80	0.88
特 殊 作 業 員	〃	0.86	0.90	0.94	0.98	1.06	1.14	1.22	1.32	1.46	1.60	1.76
普 通 作 業 員	〃	1.29	1.35	1.41	1.47	1.59	1.71	1.83	1.98	2.19	2.40	2.64
ラフテレンクレーン賃料	日	0.43	0.45	0.47	0.49	0.53	0.57	0.61	0.66	0.73	0.80	0.88
	規格	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊										
諸 雑 費	%	1										

- (備考) 1. 歩掛は、運搬距離 20 m 程度の現場内小運搬、管の接合据付作業であり、床掘り、基礎、埋戻し、水替え等は含まない。
2. 諸雑費は、滑材及びレバブロック等の費用であり、労務費の合計に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。ただし、管切断費用及び鉄筋コンクリート管損失費用は含まない。
3. 卵形鉄筋コンクリート管及び台付鉄筋コンクリート管の歩掛は、対比表により上表を準用できる。

$$\text{卵形鉄筋コンクリート管呼び径} = \frac{a+b}{2}$$



(参考) 対比表

卵形鉄筋コンクリート管 台付鉄筋コンクリート管	φ 250 mm	鉄筋コンクリート管	φ 400 mm
〃	φ 300 mm	〃	φ 450 mm
〃	φ 350 mm	〃	φ 500 mm
〃	φ 400 mm	〃	φ 600 mm
〃	φ 450 mm	〃	φ 600と700 mm の平均
〃	φ 500 mm	〃	φ 700 mm
〃	φ 600 mm	〃	φ 800 mm

④ 上 水 道

1. 鑄鉄管布設工

(1) 吊込み据付（機械力）歩掛表

(10 m 当り)

呼 び 径 (mm)	労 務 費		クレーン機種	クレーン 運 転 時 間 (h)	クレーン 賃 料 (日)
	配 管 工 ( 人 )	普通作業員(人)			
75 以下	0.06	0.13	クレーン付トラック 4t積2.9t吊	1.21	—
100	0.07	0.13	〃	1.21	—
150	0.09	0.15	〃	1.34	—
200	0.10	0.16	〃	1.41	—
250	0.11	0.17	〃	1.47	—
300	0.13	0.19	〃	1.54	—
350	0.17	0.25	〃	1.61	—
400	0.21	0.31	トラッククレーン・油圧伸縮ジブ型 4.9t吊	—	0.29
450	0.25	0.37	〃	—	0.30
500	0.29	0.43	〃	—	0.32
600	0.36	0.55	〃	—	0.34
700	0.44	0.66	〃	—	0.36
800	0.52	0.80	〃	—	0.39
900	0.63	0.92	〃	—	0.41
1,000	0.78	1.17	16t吊	—	0.45
1,100	0.93	1.38	〃	—	0.48
1,200	1.08	1.63	〃	—	0.52
1,350	1.32	2.06	〃	—	0.56
1,500	1.72	2.58	〃	—	0.61
1,600	2.29	3.43	〃	—	0.81
1,650	2.50	3.75	〃	—	0.83
1,800	2.97	4.45	〃	—	0.89
2,000	3.15	4.74	20t吊	—	0.95
2,100	3.27	4.89	〃	—	0.97
2,200	3.73	5.59	〃	—	1.01
2,400	4.36	6.54	25t吊	—	1.13
2,600	5.15	7.50	〃	—	1.24

(備考) 1. 歩掛は、20 m 程度の現場内小運搬を含む。  
 2. 本表は一般配管の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することが出来る。  
 3. 呼び径 350 mm 以下の吊込機械は現場の状況に応じ、トラッククレーン・油圧伸縮ジブ型4.9t吊、又は、バックホウ（クレーン仕様）クローラ型クレーン機能付2.9t吊を使用することが出来る。なお、バックホウ（クレーン仕様）は、「クレーン等安全規則」、「移動式クレーン構造規格」に準拠した機械である。  
 4. 16 t 吊以上のクレーン機種は、ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型とする。

(2) 吊込み据付（人力）歩掛表

(10 m 当り)

呼 び 径 (mm)	配 管 工 (人)	普 通 作 業 員 (人)
75 以下	0.17	0.52
100	0.19	0.65
150	0.25	0.91
200	0.37	1.13
250	0.50	1.38
300	0.65	1.66
350	0.90	1.98
400	1.14	2.37

(つづく)

② 手溶接

(1 箇所当り)

呼び径 (mm)	鋼管規格	板 厚 (mm)	労務費			諸雑費 (材料費及び器具損料)	
			溶接工 (人)	特殊作業員 (人)	世話役 (人)	交流溶接機の場合	直流溶接機の場合
800	STW400	8.0	1.04	2.08	0.95	労務費の 3.5 %	労務費の 6.5 %
900	〃	8.0	1.16	2.11	0.95		労務費の 7.0 %
1,000	〃	9.0	1.46	2.41	0.98	労務費の 4.0 %	労務費の 8.0 %
1,100	〃	10.0	1.82	2.73	1.11	労務費の 4.5 %	労務費の 9.0 %
1,200	〃	11.0	2.20	3.30	1.12	労務費の 5.0 %	労務費の 9.5 %
1,350	〃	12.0	2.74	4.11	1.14		労務費の 10.0 %
1,500	〃	14.0	3.68	4.91	1.35	労務費の 5.5 %	労務費の 11.0 %
1,600	〃	15.0	4.33	5.77	1.44		
1,650	〃	15.0	4.43	5.91	1.48	労務費の 6.0 %	
1,800	〃	16.0	5.28	7.04	1.76		労務費の 11.5 %
1,900	〃	17.0	6.10	7.93	1.97	労務費の 6.5 %	労務費の 12.0 %
2,000	〃	18.0	6.91	8.29	2.07		
2,100	〃	19.0	7.83	9.40	2.35		
2,200	〃	20.0	8.85	10.62	2.66		
2,300	〃	21.0	9.95	11.94	2.99		
2,400	〃	22.0	11.15	13.38	3.35		労務費の 12.5 %
2,500	〃	23.0	12.44	14.93	3.73		
2,600	〃	24.0	13.83	16.60	4.15		
2,700	〃	25.0	15.31	18.37	4.59		
2,800	〃	26.0	16.88	20.26	5.06		
2,900	〃	27.0	18.58	22.30	5.57		
3,000	〃	29.0	21.59	25.91	6.48		

(備考) 1. 本表溶接歩掛は、呼び径 800 mm 以上で内面 V 開先裏当て溶接 (トンネル内での溶接配管等) の場合に適用するものとする。  
 2. 諸雑費 (材料費及び器具損料) には、溶接棒、酸素、アセチレン、直流溶接機の場合の軽油及び油脂類、交流溶接機の場合の電力料金、当該機械器具 (ディーゼルエンジン付アーク溶接機、交流アーク溶接機) 損料、消耗品及び工具類 1 式を含む。  
 3. 消耗品及び工具類 1 式とは、ワイヤブラシ、絶縁テープ、遮光ガラス、革手袋、ウエス、その他雑品及び工具等を含む。  
 4. 本表は、トンネル内配管での手溶接の標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することが出来る。  
 5. 板厚が異なる場合は、次表の板厚補正係数により補正する。

## ⑤ 土 地 改 良

### ① 土地改良工事の積算

これらは、土地改良事業等の工事価格の積算に必要な事項を記載したものである。

#### 1. 直接工事費の積算

直接工事費は、工事の目的物を施工するにあたり、直接必要とされる費目で、次により積算する。

##### (1) 材 料 費

工事の施工に必要な材料に要する費用で、その算定は材料の数量に材料の価格を乗じて求める。

##### (2) 労 務 費

工事の施工に必要な労務に要する費用で、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求める。労務賃金は、別に定める「公共工事設計労務単価」によるほか、実情に即した賃金を採用する。

##### (3) 機 械 経 費

工事の施工に必要な機械の使用に要する費用で、その算定は別に定める「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛」によるほか、適正と認められる実績又は資料により算定する。

##### (4) そ の 他

###### 1) 特許使用料

工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

###### 2) 水道・光熱電力料

工事の施工に要する用水・電力電灯使用料とする。

###### 3) 鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

###### 4) 産業廃棄物処理費

産業廃棄物処理に要する費用とする。

#### 2. 間接工事費

直接工事費以外の工事費で、次の(1)共通仮設費及び(3)現場管理費より構成され、その積算は実情に応じて行う。

##### (1) 共通仮設費

共通仮設費は次に掲げるものとし、その算定にあたっては、別に定める「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準」による。

###### 1) 事業損失防止施設費

工事施工に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等を未然に防止するための仮施設の設置、撤去及び当該施設の維持管理に要する費用とする。

###### 2) 運 搬 費

機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出（組立・解体を含む。）に要する費用とし、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

###### 3) 準 備 費

ア. 準備及び跡片付けに要する費用

イ. 調査、測量、丁張等に要する費用

ウ. 伐開、除根、除草、整地等に要する費用

###### 4) 安 全 費

ア. 安全施設に要する費用

イ. 安全管理に要する費用

ウ. ア及びイまでに掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

###### 5) 役 務 費

ア. 材料置場等の土地借上げに要する費用

イ. 電力、用水等の基本料金

###### 6) 技術管理費

ア. 品質管理のための試験等に要する費用

イ. 出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用

ウ. 工程管理のための資料の作成に要する費用

###### 7) 営 繕 費

ア. 現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕に要する費用

イ. アに係る土地・建物の借上げ費用

ウ. 労務者の輸送に要する費用

(2) 共通仮設費の積算

共通仮設費のうち、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費等については、所定の率計算による費用に積上げ計算による費用を加算して行うものとする。

1) 率計算による算定方法

率計算による算定方法は、別表2に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次式により算定する。

なお、率の対象項目は別表1に示すとおりである。

当該費用 = 対象金額 × 共通仮設費率

対象金額 = 直接工事費 + 事業損失防止施設費 + 支給品費 + 官貸額 + 準備費に含まれる処分費

(1) 下記に掲げる費用は対象金額に含めない。

ア 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製作費、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費

イ 上記アを支給する場合の支給品費

(2) 対象金額の算式中に記述の支給品費及び官貸額は「直接工事費 + 事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

2) 共通仮設費率の補正

(1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、別表3の適用条件に該当する場合、別表2の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

(2) 災害の発生等により、基本率において想定している状況と実態と乖離している場合などについては、別表3に示す補正係数の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

3) 積上げ計算による算定方法

積上げ計算による算定方法は、別表1に定める項目について現場条件を的確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。

なお、運搬費の算定は別紙によるものとする。

別表1 共通仮設費率適用範囲

項 目	率 の 対 象 項 目	率 に 別 途 加 算 で き る 項 目
運搬費	1. 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管等）の搬入・搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	1. 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2. 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 3. 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4. 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む） 5. 建設機械器具、仮設材及び重建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む） 6. その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
準備費	1. 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2. 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3. 準備として行う以下に要する費用 (1) ブドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）	1. 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2. 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3. チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4. 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5. その他、工事施工上必要な準備等に要する費用

安全費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</li> <li>2. 不稼働日の保安要員等の費用</li> <li>3. 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</li> <li>4. 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル内工事を除く）</li> <li>5. 河川、海岸工事における救命艇に要する費用</li> <li>6. 酸素欠乏症の予防に要する費用</li> <li>7. 粉塵作業の予防に要する費用（「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する）</li> <li>8. トンネル等における防火安全対策に要する費用</li> <li>9. 安全用品等に要する費用（墜落制止用器具（フルハーネス型）を含む）</li> <li>10. 安全委員会等に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 鉄道・空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用</li> </ol> </li> <li>2. 干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料</li> <li>3. 高圧作業の予防に要する費用</li> <li>4. 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</li> <li>5. ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</li> <li>6. その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用</li> </ol>
役務費		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（管轄に係る用地は除く）</li> <li>2. 電力・用水等の基本料金</li> <li>3. 電力設備用工事負担金</li> </ol>
技術管理費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用</li> <li>2. 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</li> <li>3. 工程管理のための資料の作成等に要する費用</li> <li>4. 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用</li> <li>5. 建設材料の品質記録保存に要する費用</li> <li>6. コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</li> <li>7. コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用</li> <li>8. PC 上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</li> <li>9. 塗装膜厚施工管理に要する費用</li> <li>10. 施工管理で使用する OA 機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</li> <li>11. 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別な品質管理に要する費用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用</li> <li>(2) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用</li> <li>(3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用</li> </ol> </li> <li>2. 現場条件等により積上げを要する費用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用</li> <li>(2) 試験盛土等の工事に要する費用</li> <li>(3) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用</li> </ol> </li> <li>3. 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用</li> <li>4. ICT 建設機械に要する以下の費用             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保守点検</li> <li>(2) システム初期費</li> <li>(3) 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用</li> </ol> </li> <li>5. その他、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</li> </ol>
管轄費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場事務所、労働者宿舎、倉庫等の管轄（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用</li> <li>2. 1 に係る土地・建物の借上げに要する費用</li> <li>3. 労働者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労働者の輸送に要する費用は除く）</li> <li>4. 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の管轄（設置・撤去、維持・修繕、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の管轄（設置・撤去、維持・修繕、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く）</li> <li>2. 海上輸送等での労働者の輸送に要する費用</li> <li>3. その他、工事施工上必要な管轄等に要する費用</li> </ol>

別表2 工種区分

工 種 区 分	工 種 内 容
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事

(つづく)

舗 装 工 事	舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事
道 路 改 良 工 事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修（支保工、矢板を再建込する作業）及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は推進工法作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリーユーム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
排 水 路 工 事	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排水兼用水路及び土水路で排水路に類する工事
河 川 工 事	河川工事にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事、管更生工事、推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
管 更 生 工 事	管水路に関する工事にあつて、次に掲げる工事 既設管水路の管更生工事
畑 かん 施 設 工 事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干 拓 工 事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海 岸 工 事	海岸工事であつて、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であつて、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
た め 池 工 事	ため池を主体とする工事であつて、次に類するものを行う工事 堤体、洪水吐、取水施設、土砂吐、緊急放流施設及びこれらに類する工事 ただし、ため池附帯構造物（安全施設工等）に類する工事を主体とする工事は除く。
そ の 他 土 木 工 事 (1)	コンクリート構造物を主体とする工事であつて、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
そ の 他 土 木 工 事 (2)	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池廃止、ため池附帯構造物（安全施設工等）
フ ィ ル ダ ム 工 事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）



別表6 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地(DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事以外の工種*	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事以外の工種*	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
市街地(DID補正) (1)-2	舗装工事以外の工種*	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種*	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
中山間地域	全ての工種*	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(備考) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。  
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

2. 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。  
 【[https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki\\_ruikei/setsume.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html)】

3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

別表7 一般管理費等率

前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率(Y <sub>p</sub> )	23.57%	-4.97802・log X <sub>p</sub> +56.92101	9.74%

(備考) 1. X<sub>p</sub>=工事原価(単位:円)  
 2. Y<sub>p</sub>の算出にあたっては、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする(単位:%)。

別表8 前払金支出割合による補正(一般管理費等率)

前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01

(備考) 別表7で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

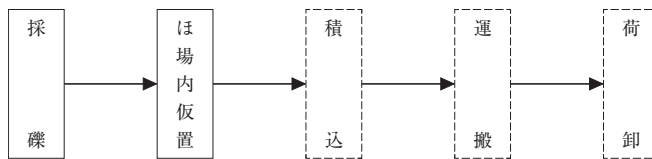
9. 石礫除去工（機械）

(1) 適用範囲

本資料は、除礫用機械（ストーンローダ0.4 m<sup>3</sup>級）により採礫し、その石礫をほ場内に一時仮置きする場合に適用する。

(2) 施工概要

施工フローは、次表を標準とする。



（備考）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

(3) 機種の選定

施工機械は、次表を標準とする。

（表—1）機種を選定

機 械 名	規 格
除礫用機械〔クローラ型・油圧回転バケット付〕 （ストーンローダ）	0.4 m <sup>3</sup> 級

(4) 施工歩掛

ストーンローダによる石礫除去の運転1時間当り作業量は、次の算定式によって求める。

$$Q = q \times E$$

Q：運転1時間当り作業量（m<sup>3</sup>/hr）（小数点以下第3位四捨五入小数第2位止）

q：運転1時間当り基準作業量（m<sup>3</sup>/hr）

E：作業係数

① 基準作業量（q）

$$q = 24.3 \text{ (m}^3\text{/hr)}$$

② 作業係数（E）

（表—2）作業係数

土質区分		乾湿区分	乾 燥	普 通	湿 潤
		乾 燥			
砂	質 土		1.00	0.85	0.80
粘	性 土		0.90	0.75	0.70

③ 運転労務

ストーンローダの運転労務は、別途計上する。

(5) 単 価 表

① 石礫除去（機械）1時間（Q m<sup>3</sup>）当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
除礫用機械（ストーンローダ）運転	0.4 m <sup>3</sup> 級	h	1/Q	表—1, 表—2
計				

② 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
除礫用機械（ストーンローダ）	0.4 m <sup>3</sup> 級	機—1	燃料消費量→11

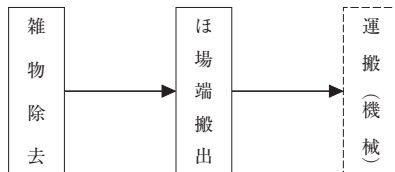
10. 雑物除去（農用地造成工用）

(1) 適用範囲

本資料は、農用地造成工事において造成面に露出している樹木、細根、竹、笹、雑草等の除去を行い、除去したものをほ場の端へ搬出するまでの人力による作業に適用する。

(2) 施工概要

施工フローは、次表を標準とする。



(備考) 本歩掛で対応しているのは実線部分のみである。

(3) 施工歩掛

農用地造成工事（改良山成畑）において造成面に露出している樹木、細根、竹、笹、雑草等の除去を行い、除去したものをほ場の端へ搬出する歩掛は次表を標準とする。

(表一) 雑物除去の歩掛 (1 ha 当り)

名 称	単 位	数 量
世 話 役	人	0.67
普 通 作 業 員	〃	6.06
(備考) 計上面積は、造成面積とする。		

(4) 単 価 表

① 雑物除去 1 ha 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
世 話 役		人	表一	
普 通 作 業 員		〃	〃	
計				

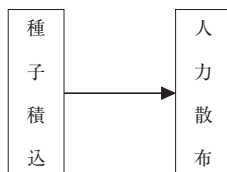
11. 畑 面 植 生

(1) 適用範囲

本資料は、畑面を草生によって表土の保護を目的とし、種子を人力散布によって行う場合に適用する。

(2) 施工概要

施工フローは、次表を標準とする。



(3) 施工歩掛

① 労 務

畑面植生作業の労務は次表を標準とする。

(表一) 散布労務 (1.0 ha 当り)

名 称	単 位	数 量	摘 要
普 通 作 業 員	人	0.83	

② 諸 雑 費

諸雑費は、機械の運転経費であり、労務費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。

(表一2) 諸雑費率 (％)

諸 雑 費 率	8
---------	---

(4) 能力算定式

1日当り作業量 (Q<sub>D</sub>) は次の通りとする。

$$Q_D = 1/0.83 = 1.20 \text{ ha/日}$$

(5) 単 価 表

① 畑面植生 (人力散布) 1 ha 当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
散 布 材 料		ha	1.0	
普 通 作 業 員		人		表一1
諸 雑 費		式	1	表一2
計				

## 6 調 査

### ① 測 量

#### 1. 測量業務積算基準

##### 1-1 適用範囲

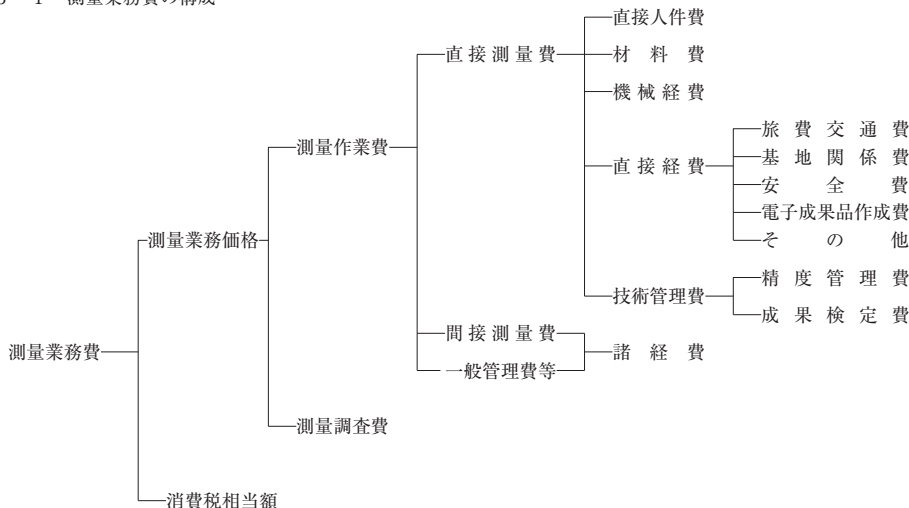
この積算基準は、測量業務に適用する。

##### 1-2 実施計画

測量業務の実施計画を策定する場合、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用出来る測量成果等の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めるものとする。これらについての掌握及び助言は国土地理院が行っている。

##### 1-3 測量業務費

##### 1-3-1 測量業務費の構成



##### 1-3-2 測量業務費構成費目の内容

##### (1) 測量作業費

測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用である。

##### ① 直接測量費

直接測量費は、次の各項目について計上する。

##### ア. 直接人件費

測量作業に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は別途定める。

##### イ. 材料費

材料費は、業務を実施するのに要する材料の費用である。

##### ウ. 機械経費

機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める「測量機械等損料等算定表」による。

##### エ. 直接経費

##### a. 旅費交通費

業務に係る旅費交通費を計上する。

##### b. 基地関係費

基地関係費は、作業を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。

##### c. 安全費

安全費は、作業における安全対策に要する費用である。

##### d. 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。

##### e. その他

器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。

##### オ. 技術管理費

##### a. 精度管理費

精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。

b. 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。

また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。

② 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用である。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

ア. 一般管理費

一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

イ. 付加利益

付加利益は、当該測量作業を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

(2) 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

(3) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

1—4 測量業務費の積算方式

1—4—1 測量業務費

測量業務費は、次の積算方式によって積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

① 測量作業費 = (直接測量費) + (間接測量費) + (一般管理費等)

$$= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費})$$

$$= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経费率})\} + (\text{成果検定費})$$

② 諸経費

測量作業費に係る諸経費は、別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）ごとに求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乗じて得た額とする。

③ 測量調査費

測量調査費については、「土木設計業務等積算基準」による。

「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」で定められている各実施要領に基づき、測量調査費として計上するものとする。

なお、測量調査についての運用は別表第2による。

別表第1

ア. 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	イ. の算出式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	91.2%	371.23	-0.107	51.7%

イ. 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、z：諸経费率（単位：%）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A、b：変数値

（備考）諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位止めとする。

6. 深 浅 測 量

6-1 標準歩掛表

ダム貯水池深浅・河川水深・海岸深浅測量歩掛表

測量区分	作業工程	標準 作業量	内外 業別	延 べ 人 員					
				測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技師補	測 量 助 手	測 量 補助員	測量船 操縦士
作業計画	作業計画	1業務当り	内	0.5	0.4	0.4			
			外						
			計	0.5	0.4	0.4			
ダム貯水池深浅	現地踏査 観 測 横断面図作成 点検整理	水面幅150 m 10測線当り (深浅間隔 5 m)	内	0.4	2.2	2.9	2.7		
			外		1.7	1.7	1.7	1.1	1.1
			計	0.4	3.9	4.6	4.4	1.1	1.1
河川深浅	現地踏査 観 測 横断面図作成 点検整理	水面幅100 m 10測線当り (深浅間隔 5 m)	内	0.4	1.7	2.1	2.2		
			外		1.5	1.5	1.5	1.3	1.3
			計	0.4	3.2	3.6	3.7	1.3	1.3
海岸深浅	現地踏査 観 測 横断面図作成 点検整理	水面幅700 m 10測線当り	内	0.2	2.2	2.9	2.9		
			外		2.6	2.6	2.6	2.2	2.2
			計	0.2	4.8	5.5	5.5	2.2	2.2

(備考) 1. 作業計画は精度管理費係数の対象としない。  
 2. ダム貯水池深浅測量, 河川深浅測量等で深線図を作成する場合は, 別途計上する。  
 3. ダム貯水池深浅測量の横断面図作成には, 縦断面の作成及びダム堆砂量の計算を含む。  
 4. ダム貯水池深浅測量の補正は, 6-2 ダム貯水池深浅測量の変化率によるものとする。ただし, 水面幅 400 m を超える場合は別途計上する。  
 5. 河川深浅測量の補正は, 6-3 河川深浅測量の変化率によるものとする。ただし, 水面幅 400 m を超える場合は別途計上する。また, 等深線図を作成する場合は, 別途計上する。  
 6. 海岸深浅測量歩掛は外海及び内海に適用する。また, 横断面図作成には等深線図の作成を含む。  
 7. 海岸深浅測量の補正は, 6-4 海岸深浅測量の変化率によるものとする。ただし, 水面幅 1,500 m を超える場合は別途計上する。  
 8. 深浅測量作業計画は, 精度管理費係数の対象としない。  
 9. 本歩掛には, 関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。  
 10. 機械経費, 通信運搬費等, 材料費については「測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合」に基づき別途計上する。

6-2 ダム・貯水池深浅測量の変化率

水面幅による変化率

水面幅による変化率は, 次式により算出するものとする。

なお, 変化率は小数第 2 位 (小数第 3 位を四捨五入) まで算出するものとする。

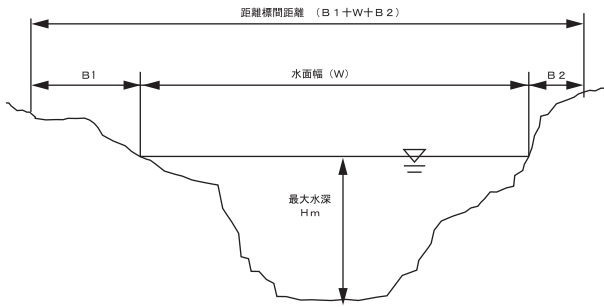
$$y = 0.003w + 0.55$$

y : 変化率

w : 水面幅 (m)

(備考) 水深により下記による歩掛適用を原則とする。

- 水深  $H < 1$  m : 河川横断測量 (平地又は山地) (B1 + W + B2) を適用。
- 水深  $H \geq 1$  m : 本歩掛による深浅測量 (W) + 河川定期横断測量 (平地又は山地) (B1 + B2) を適用。



6-3 河川深淺測量の變化率

水面幅による變化率

水面幅による變化率は、次式により算出するものとする。

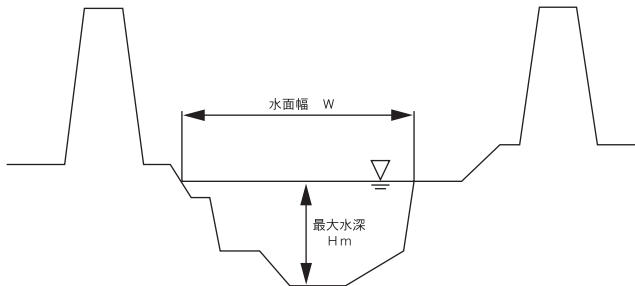
なお、變化率は小数第2位(小数第3位を四捨五入)まで算出するものとする。

$$y = 0.0035w + 0.65$$

y : 變化率

w : 水面幅 (m)

(備考) 最大水深1m未滿となる測量は、河川定期横斷測量(平地又は山地)の歩掛適用を原則とする。



6-4 海岸深淺測量の變化率

水面幅による變化率

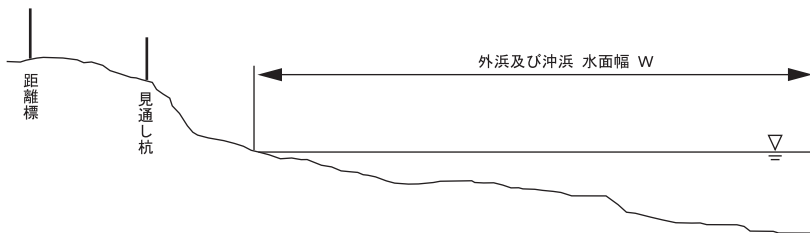
水面幅による變化率は、次式により算出するものとする。

なお、變化率は小数第2位(小数第3位を四捨五入)まで算出するものとする。

$$y = 0.0002w + 0.86$$

y : 變化率

w : 水面幅 (m)



6-5 その他

打合せ

中間打合せの回数は3回を標準とし、必要に応じて回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。



② 地 質 調 査

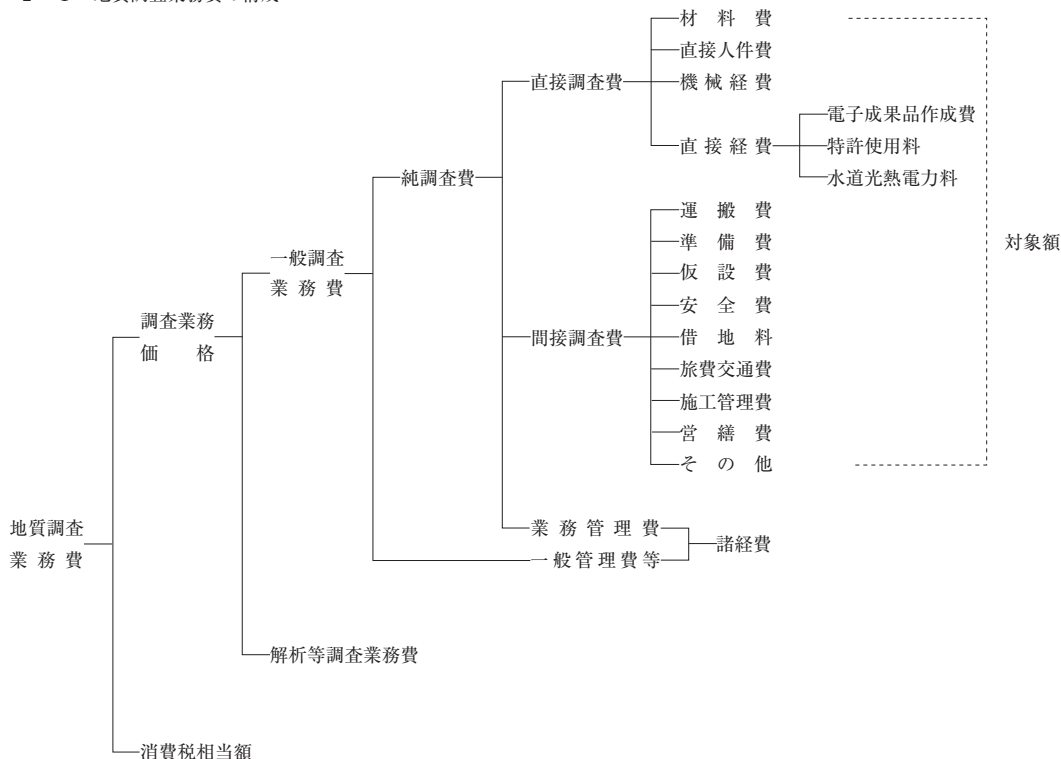
1. 地質調査積算基準

1-1 適用範囲

土木事業に係る地質調査に適用する。

1-2 地質調査業務費

1-2-1 地質調査業務費の構成



1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容

(1) 一般調査業務費

一般調査業務費は、高度な技術的判定を含まない単純な地質調査である。

① 純調査費

ア. 直接調査費

直接調査費は、業務に必要な経費のうち、次の a から d に掲げるものとする。

a. 材料費

材料費は、当該調査を実施するのに要する材料の費用である。

b. 直接人件費

業務に従事する者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は別途定める。

c. 機械経費

調査に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別ごとに積算し計上する。

d. 直接経費

(a) 電子成果品作成費

電子成果品作成に要する費用を計上する。

(b) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

(c) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、当該調査に必要となる電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

(d) 地盤情報データベースに登録するための検定費

地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。

## イ. 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次の a～i に掲げるものとする。

## a. 運 搬 費

機械器具及び資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用を計上する。

## b. 準 備 費

準備及び跡片付け作業（資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置き場と作業場所に係る伐開除根及び整地、後片付け、各種許可・申請手続き等）、搬入路伐採等に要する費用を計上する。

## c. 仮 設 費

ボーリングの櫓・足場設備、揚水設備場及び足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用とし必要な額を計上する。

## d. 安 全 費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

## e. 借 地 料

特に借上げを必要とする場合等に要する費用を計上する。

ただし、営繕費対象の敷地については借地料を計上しない。

## f. 旅費交通費

当該調査に係る旅費・交通費を計上する。

## g. 施工管理費

出来高及び工程管理現場写真等に要する費用を計上する。

## h. 営 繕 費

大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。

## i. そ の 他

伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。

## ウ. 業務管理等

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。

## ② 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。

## ア. 一般管理費

一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

## イ. 付 加 利 益

付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

## (2) 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

## (3) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

## 1—3 地質調査業務費の積算方法

地質調査業務費は、次式により積算する。

$$1-3-1 \text{ 地質調査業務費} = \{(\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費})\} + (\text{消費税相当額}) \\ = \{(\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\}$$

$$(1) \text{ 一般調査業務費} = \{(\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費})\} \times \{1 + (\text{諸経費率})\} \\ = \{\text{対象額}\} \times \{1 + (\text{諸経費率})\}$$

なお、 $\{\text{対象額}\} = \{(\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費})\}$

## (2) 諸 経 費

一般調査業務費に係る諸経費は、別表1により対象額（直接調査費+間接調査費）ごとに求めた諸経費率を、当該対象額に乘以得た額とする。

## (3) 解析等調査業務費

解析等調査業務費については「土木設計業務等積算基準」による。

2. 地質調査市場単価

2-1 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）

2-1-1 適用範囲

機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）は、市場単価方式による地質調査のせん孔作業に適用する。

2-1-1-1 市場単価が適用できる範囲

機械ボーリングのうち土質ボーリングは、2-1-3表2.1.1に示す規格区分を対象に行う孔径φ66mm、孔径φ86mm、孔径φ116mmのノンコアボーリング\*1・オールコアボーリング\*2とする。また、岩盤ボーリングは、2-1-3表2.1.2に示す規格区分を対象に行う孔径φ66mm、孔径φ76mm、孔径φ86mmのせん孔長を問わないオールコアボーリング\*2とする。

なお、上記適用範囲外については別途計上する。

\*1. ノンコアボーリング

- ・コアの採取をしないボーリング。
- ・標準貫入試験及びサンプリング（採取試料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能である。

\*2. オールコアボーリング

- ・観察に供するコアを採取するボーリング。
- ・連続的にコアを採取し、試料箱（コア箱）に納めて納品する。
- ・採取したコアを連続的に確認できることから、詳細な地質状況の把握が可能である。

2-1-2 編成人員

滞在費を算出するための機械ボーリング1パーティー当りの編成人員は次表を標準とする。

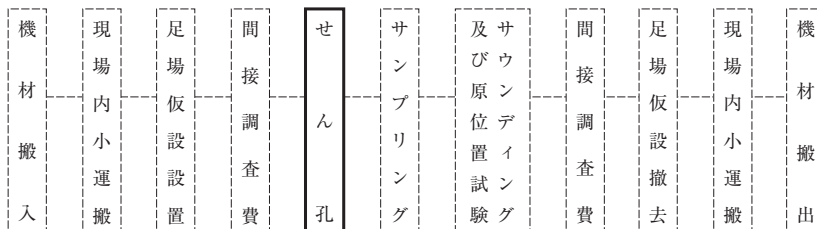
職 種	地質調査技師	主任地質調査員	地質調査員
人 員	0.5	1.0	1.0

2-1-3 市場単価の設定

2-1-3-1 市場単価の構成と範囲

市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。

調 査 費	市 場 単 価		
	機	労	材
機械ボーリング	○	○	○



③ 土木設計業務

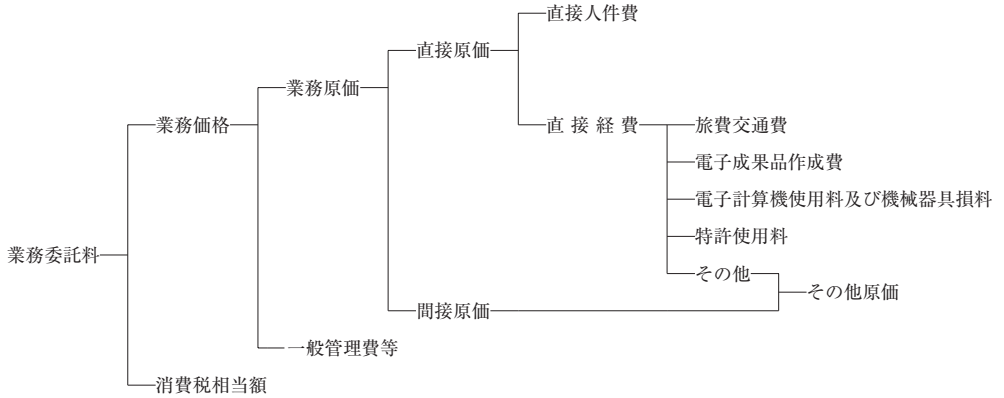
1. 土木設計業務等積算基準

1-1 適用範囲

土木事業に係る設計業務等に適用する。

1-2 業務委託料

1-2-1 業務委託料の構成



1-2-2 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

① 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

② 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

ア. 旅費交通費

イ. 電子成果品作成費

ウ. 電子計算機使用料及び機械器具損料

エ. 特許使用料等

③ 直接経費（積上げ計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費業務実績の登録等に要する費用を含む。

(2) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※ その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

(3) 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

① 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

1-3 業務委託料の積算

1-3-1 建設コンサルタントに委託する場合

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= \{[(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等})\} \times \{1 + (\text{消費税率})\} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

① 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。

4-5 一般構造物設計

4-5-1 門型ラーメン・箱型函渠

(1) 門型ラーメン・箱型函渠予備設計

① 標準歩掛

この歩掛には、門型ラーメン、箱型函渠、橋梁等を比較形式として比較検討を行う場合に適用する。 (1 箇所当り)

区 分 \ 職 種	直 接 人 件 費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設 計 計 画			0.5	0.5			
設 計 条 件 の 確 認			1.0	0.5			
比 較 形 式 選 定				0.5			
概 略 設 計 計 算				1.0	1.5	2.0	
基 礎 工 検 討				0.5	1.0	1.5	
概 略 設 計 図					1.0	1.5	1.5
関 係 機 関 と の 協 議 資 料 の 作 成					0.5	0.5	1.0
概 算 工 事 費 算 出					1.0	1.5	1.5
比 較 一 覧 表 作 成					0.5		
照 査			1.0	0.5			
報 告 書 作 成				0.5	0.5	0.5	1.0
合 計	0.0	0.0	2.5	4.0	6.0	7.5	5.0
(備考) 1. 比較検討を行う比較形式は、3案を標準とする。 2. 基礎工検討を行わない場合、基礎工検討は計上しない。 3. 現地踏査は、1箇所当り、技師(A)0.5+技師(B)0.5を別途計上すること。 ただし、道路設計に含めて委託する場合は計上しない。 4. 協議資料の作成を特記仕様書にて指示しない場合は、協議資料の作成は計上しない。 5. 電子計算機使用料は、直接経費として、直接人件費の2%を計上する。							

② 増 減 率

標準設計及び既存の資料等によって、断面形状等比較検討に必要な諸要素が決定できる場合に適用する。

標準設計及び断面形状等比較形式選定に利用できる既存の資料によって概略設計計算、概略設計図の作成が簡略化できる場合	設計計画 設計条件の確認	± 0%
	比較形式選定 概略設計計算 基礎工検討 概略設計図 協議資料の作成 概算工事費算出 比較一覧表作成 照査 報告書作成	-30%
(備考) 比較断面の形状寸法を決定した資料及び形状寸法が分かる図面(断面図等)作成を含む。		

## 2. 建築工事

- ① 建築工事の積算体系及び歩掛
- ② 共通費
- ③ 仮設
- ④ 土工
- ⑤ 地業
- ⑥ 鉄筋
- ⑦ コンクリート
- ⑧ 型枠
- ⑨ 鉄骨
- ⑩ 既製コンクリート
- ⑪ 防水
- ⑫ 石
- ⑬ タイル
- ⑭ 木工
- ⑮ 屋根及びとい
- ⑯ 金属
- ⑰ 左官
- ⑱ 建具
- ⑲ 塗装
- ⑳ 内外装
- ㉑ 仕上ユニット
- ㉒ 排水
- ㉓ 構内舗装
- ㉔ 植栽
- ㉕ とりこわし
- ㉖ 建築改修工事

歩掛は市場単価方式への移行工種についても掲載しております。  
次ページの注意事項に留意されご利用ください。

# 「建設工事標準歩掛（建築工事編）」の使用にあたっての注意事項

## 1 「建築工事編」標準歩掛の使用にあたって

国土交通省をはじめとする公共建築工事積算においては、従来の「積上げ方式」から市場での取引価格を直接積算に導入する「市場単価方式」が平成11年4月より段階的に採用され、（一財）建設物価調査会発行の季刊「建築コスト情報」に建築工事市場単価として公表しています。

本誌には、市場単価方式への移行工種も歩掛は掲載しておりますが、市場単価につきましては季刊「建築コスト情報」をご利用ください。

なお、建築工事編の標準歩掛により単価作成を行う場合は、下請経費等に相当する「その他」を加算する必要があります。「その他」の標準的な数値は445ページをご参照ください。

本誌掲載歩掛で（参考）は、本書「建設工事標準歩掛積算委員会」が採用した参考歩掛です。ご使用にあたっては十分ご注意ください。

## 2 標準歩掛の科目と市場単価本施工種の対比について

下表は、本誌建築工事編の科目と市場単価方式に移行した工種の対比表です。

なお、市場単価移行工種の細目「名称・規格仕様」につきましては、季刊「建築コスト情報」に掲載されておりますので、標準歩掛の使用の際にはご参照の上ご使用ください。

表 本誌掲載と建築工事市場単価本施工種の対比

令和5年9月現在

建設工事標準歩掛 (建築工事編)	建築コスト情報 建築工事市場単価編 (建築工事)		
	科 目	工 種	内 容
④ 土 工	土工	土工	14
⑥ 鉄 筋	鉄筋工事	鉄筋工事(加工組立)	11
		圧接工事	12
⑦ コンクリート	コンクリート工事	コンクリート工事(打設手間)	12
		コンクリート工事(ポンプ圧送)	12
⑧ 型 枠	型枠工事	型枠工事	11
⑪ 防 水	防水工事	アスファルト防水工事	11
		シーリング工事	19
⑯ 金 属	金属工事	軽量鉄骨下地工事	15
⑰ 左 官	左官工事	左官工事	13
		吹付工事	21
⑱ 建 具	建具工事	ガラス工事	18
⑲ 塗 装	塗装工事	塗装工事	14
⑳ 内 外 装	内外装工事	内装床工事	17
		内装ボード工事	16

(注) 季刊「建築コスト情報」の建築工事市場単価編に掲載されている市場単価は、「共通設定条件(1. 調査対象建物と標準施工条件 2. 基本共通条件)」がありますので、市場単価採用にあたっては内容ご参照の上ご使用ください。

## ① 建築工事の積算体系及び歩掛

### ① 工事費の構成

建築工事の工事費の積算は、敷地条件、建物の規模・構造、工法、施工の段取り、周辺環境、他工事との関連、工事期間、施工時期、下請業者の状況、契約上の諸条件等を勘案し、適正に行わなければならない。

発注者が作成する工事費は、工事価格に消費税等相当額を加算することによって算定される。消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき工事価格に課せられる消費税及び地方消費税相当分からなる税率（10%）を乗じて得た額である。

工事価格は、工事原価に一般管理費等（付加利益等を含む）を加算し、算定する。

工事原価は、純工事費（下請経費を含む）と現場管理費とで構成し、純工事費は直接工事費（直接仮設を含む）と共通仮設費（総合仮設費）とに分けられる。

直接工事費は、工事目的物を施工するために直接必要とされる費用であり、各工事科目ごとに分けて積算する。

共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等を合わせて共通費という。また、現場管理費と一般管理費等を合わせて諸経費ということがある。

共通費は、②の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に基づいて積算する。

工事費の構成は、**図1 工事費の構成**による。

### ② 工事歩掛と単価

直接工事費は、工事費の積算において主体をなすものである。

また、直接工事費の算定には、以下の方法がある。

- (1) 材料価格及び機器類価格に個別の数量を乗じて算定する。
- (2) 単位施工当りに必要な材料費、労務費、機械器具費その他等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

る。

- (3) 上記(1)又は(2)により難しい場合は、施工に必要となる全ての費用を「1式」として算定する。

前出(2)の単価には、歩掛による複合単価や物価資料に掲載された「建築工事市場単価」等がある。

また、歩掛による複合単価、「建築工事市場単価」以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考とする。

歩掛による複合単価は、材料歩掛（所要資材数量）に材料単価を乗じて材料費を、また労務歩掛（作業に要する員数）に労務単価を乗じて労務費を計算する。更に、これに機械器具費、仮設材費、運搬費及び下請経費等を加算して算出する。

本編の材料歩掛及び労務歩掛は、施工に伴い通常発生する材料の切りむだ、破損、こぼれ、その他の材料のロス、及び手待ちなど労務のロスを見込んでいるものである。

本書の歩掛は、国が定めた統一基準である「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編）（令和4年版）を適用する鉄筋コンクリート造の事務所等、延べ面積3,000㎡程度の標準的な新営工事を想定している。

建築工事の歩掛は、多くの実績値を集約したものであり、施工時期、天候、立地条件、工期、施工の難易度、労働者の能力などによって大きく相違する。

特に、労務歩掛では労働者が熟練工であるか否か、また、給与体系が時間給か出来高給であるかによって大きな相違がでてくる。したがって、あらゆる場合の歩掛をそれぞれ設定することは困難である。歩掛の性格としてはどうしても規模、工法等が標準的な場合を想定して設定せざるを得ない。本編の歩掛は、様々な条件下における標準的なものの実績の最大公約数である。

なお、公共建築工事における工事費積算に用いる労務単価は、「公共工事設計労務単価」によっている。

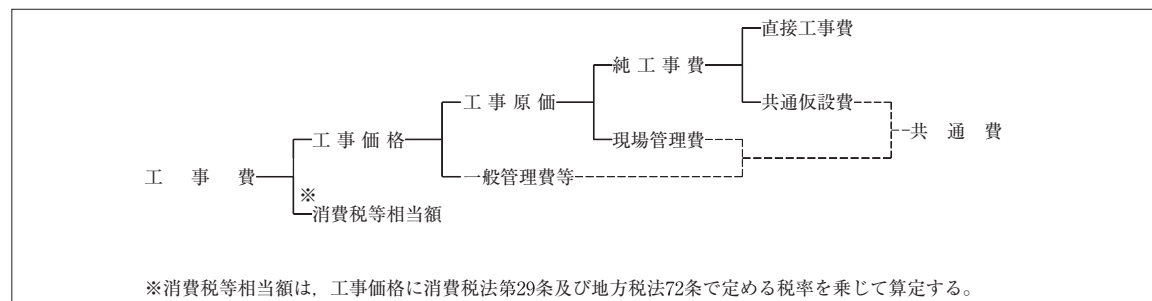


図1 工事費の構成



③ 下請経費等

この工事標準歩掛には「その他」の項目がある。これは本歩掛員数に下請経費が含まれていないため、「その他」を用いて、元請業者の下請けとなる下請経費（製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。))を算出しており、これらには現場管理費及び一般管理費等が含まれる。（表1 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）参照）

表1 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

現場管理費とは、工事施工に当り現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。	
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

また、「その他」は下請経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、表2「その他」の率（建築工事）の「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費は法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額である。

ただし、「その他」には、トルクレンチ、モルタルポンプ車及び大型機器は含まれていない。

「その他」の率対象は、大きく分けて「労務」を対象とする場合と「材料+労務」を対象とする場合に区分される。建築工事では、前者が主に労務提供型の下請けで『躯体関係の工事』であり、後者は主に「材工」で施工する下請けであり、『仕上げ工事』などがある。歩掛の「その他」の率は、中間値+1%※を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ、適切に定める。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は表2「その他」の率（建築工事）に示された工種とする。

④ 工事費に関する事項

積算基準等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をまとめた「公共建築工事積算基準等資料」（令和5年改定）が国土交通省大臣官房官庁営繕部から公表されている。以下に、工事費に関する事項（抜粋）を示す。

(1) 新たな追加の工事等の取り扱い

以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の

工事価格で除した比率（以下「当初請負比率」という。）を乗じない。

イ 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の(イ)から(ホ)の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

- (イ) とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る)
- (ロ) 地盤改良
- (ハ) 土壌汚染処理
- (ニ) 石綿含有吹付材及び保温材等の処理
- (ホ) 上記(イ)から(ニ)に伴う発生材処理

ロ 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

- (2) (1)イの新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率（以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。）を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

⑤ 数量積算基準

建築工事の数量は、一般に（一財）建築コスト管理システム研究所及び（公社）日本建築積算協会が編集した「建築数量積算基準・同解説」（以下、「数量積算基準」という）によることが多い。この数量積算基準は、工事費（積算価額）を積算するための建築数量の計測・計算の方法を示すものであり、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造、壁式鉄筋コンクリート造、木造（軸組構法）等の標準的な建築物に適用することを定めたものである。

建築工事の数量は、設計図書に示された内容に基づき、数量積算基準の定める方法により算出する。

なお、公共建築工事の積算では、国が定めた統一基準である「公共建築数量積算基準」（令和5年改定）を適用している。この基準は、前出の数量積算基準を基に公共建築工事に活用できる基準として、国土交通省大臣官房官庁営繕部から公表されている。

⑥ 内訳書標準書式

建築工事の工事費算出の根拠を示す内訳書は、一般に（一財）建築コスト管理システム研究所及び（公社）日本建築積算協会が編集した「建築工事内訳書標準書式・同解説」（以下、「内訳標準書式」という）によることが

表2 「その他」の率（建築工事）

工 種	「その他」の率		「その他」の率対象	備 考
仮 設	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労, 雑	
土 工	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労, 雑	
地 業	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労, 雑	
鉄 筋	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労, 雑	
コンクリート	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労, 雑	
型 枠	18～26%	(22% + 1% = 23%)	材, 労, 雑	
鉄 骨	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労, 雑	
既製コンクリート	15～23%	(19% + 1% = 20%)	材, 労	材にセメント, 細骨材, 鉄筋は含めない
防 水	15～23%	(19% + 1% = 20%)	材, 労, 雑	
石	16～24%	(20% + 1% = 21%)	労	
タ イ ル	16～24%	(20% + 1% = 21%)	材, 労	材にセメント, 細骨材は含めない
木 工	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労	
屋根及びとい	15～23%	(19% + 1% = 20%)	材, 労, 雑	
金 属	16～24%	(20% + 1% = 21%)	材, 労	
左 官	19～27%	(23% + 1% = 24%)	労	
建具(建具取付)	16～24%	(20% + 1% = 21%)	労	
建具(ガラス)	15～23%	(19% + 1% = 20%)	材, 労	
塗 装	18～26%	(22% + 1% = 23%)	材, 労, 雑	
内 外 装	15～23%	(19% + 1% = 20%)	材, 労, 雑	材にセメント, 細骨材は含めない
仕上ユニット	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労	
排 水	18～26%	(22% + 1% = 23%)	材, 労, 雑	材に普通コンクリート, 砂利, セメント, 細骨材は含めない
構 内 舗 装	18～26%	(22% + 1% = 23%)	材, 労, 雑	
植栽(樹木費以外)	18～26%	(22% + 1% = 23%)	材, 労, 雑	材に芝を含む
植栽(樹木費)	上記決定率×0.7 (15.4% + 1% = 16.4%)		材	材に地被類を含む
撤 去	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労, 雑	
外 壁 改 修	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労	
とりこわし	20～30%	(25% + 1% = 26%)	労, 雑	

(備考) 1. 表の材は「材料費」, 労は「労務費」, 雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
 2. 植栽の「その他」の率には枯補償, 枯損処理を含むものとする。  
 3. 取外しの場合は, 取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。  
 4. 「その他」の率の欄の( )内は, 「その他」の率の中間値に墜落制止器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算した値を示す。

多い。この内訳標準書式には、工種別内訳書標準書式(以下、「工種別内訳書式」という)、改修内訳書標準書式(以下、「改修内訳書式」という)及び部分別内訳書標準書式(以下、「部分別内訳書式」という)の三つの書式がある。

(1) 工種別内訳書式

工種別内訳書式は、主に工種・材料を対象として部分の価格を計算し、工程の順序に従い記載する方式であり、内訳書式として一般に広く使用されている。

工事種目の区分は、設計図、仕様書等の表示に従い、建物の棟別、各工作物又は工種区分等による。

各工事種目は、科目、細目等に区分する。

科目は、工種別、材種別、職種別、箇所別又は機能別等によって区分する。

細目は、科目を更に細分化したもので、材料費、労務費、仮設費、機械器具費、運搬費及び下請となる専門工事業者の経費(以下、「下請経費」という)等又はそのいくつかを併せたもので示す。

(2) 改修内訳書式

改修内訳書式は、改修工事の標準となる書式を示すもので、改修内容に従い記載する方式である。

工事種目の区分は、工種別内訳書式と同様であるが、各工事種目は、大科目、中科目及び小科目に区分する。

大科目は、直接仮設及び改修種別（防水改修、外壁改修、内装改修等）によって区分する。

また、改修工事では通常、撤去と改修が伴うことから中科目として撤去と改修に区分する。

小科目は、改修種別に従って、部位（床、幅木・壁、天井等）や工種（鉄筋、コンクリート、型枠等）等に区分する。

細目は、小科目の順序に従って、材料費、労務費、機械器具費、運搬費及び下請経費等又はそのいくつかを併せたもので示す。

(3) 部分別内訳書式

部分別内訳書式は、五会連合協定〔(社)建築業協会(現(一社)日本建設業連合会)、(一社)全国建設業協会、(公社)日本建築家協会、(一社)日本建築学会、(公社)日本建築士会連合会〕の書式として昭和43

年6月に決定されたが、その後「建築積算研究会」制定へと移行し、現在では「建築工事内訳書標準書式検討委員会」制定の標準書式となっている。

部分別内訳書式は、工種別内訳書式を更に発展させて、建築物を構成する各部分を部位別に区分し、それぞれの部位のコストをその部位の持つ目的や機能と関連させながら捉えようとする方式であり、コストプランニングなどの費用の検討に利用できるものである。

なお、公共建築工事の積算では、国が定めた統一基準である「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」（令和5年版）を適用している。この書式は、公共建築工事に活用できる内訳書式として、国土交通省大臣官房官庁営繕部から公表されている。

また、この書式では、建築工事内訳書標準書式及び建築改修工事内訳書標準書式について、定めている。

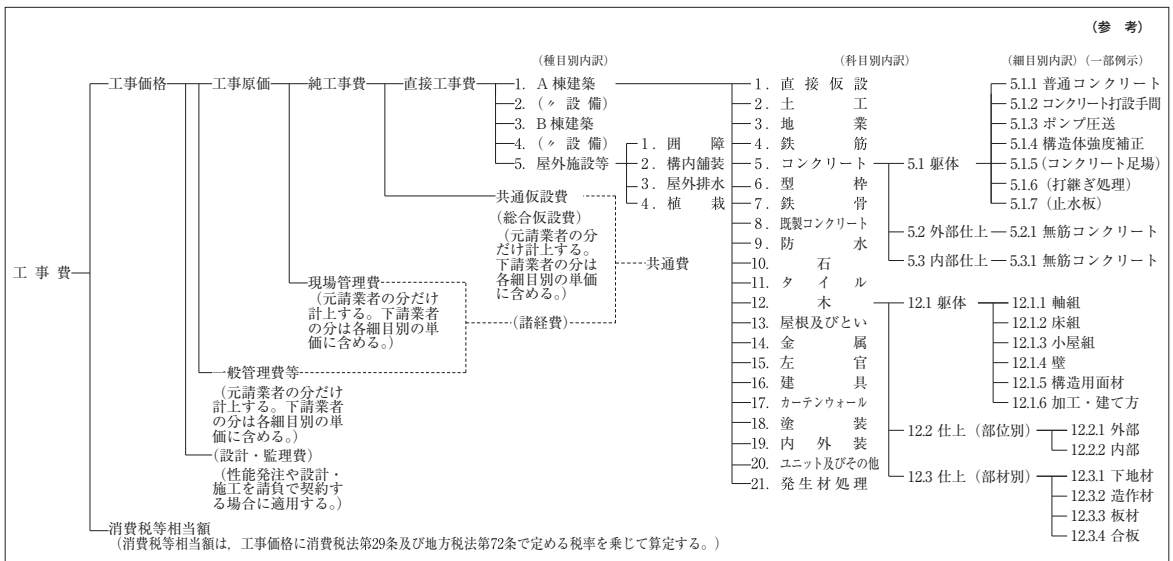


図2 工種別内訳

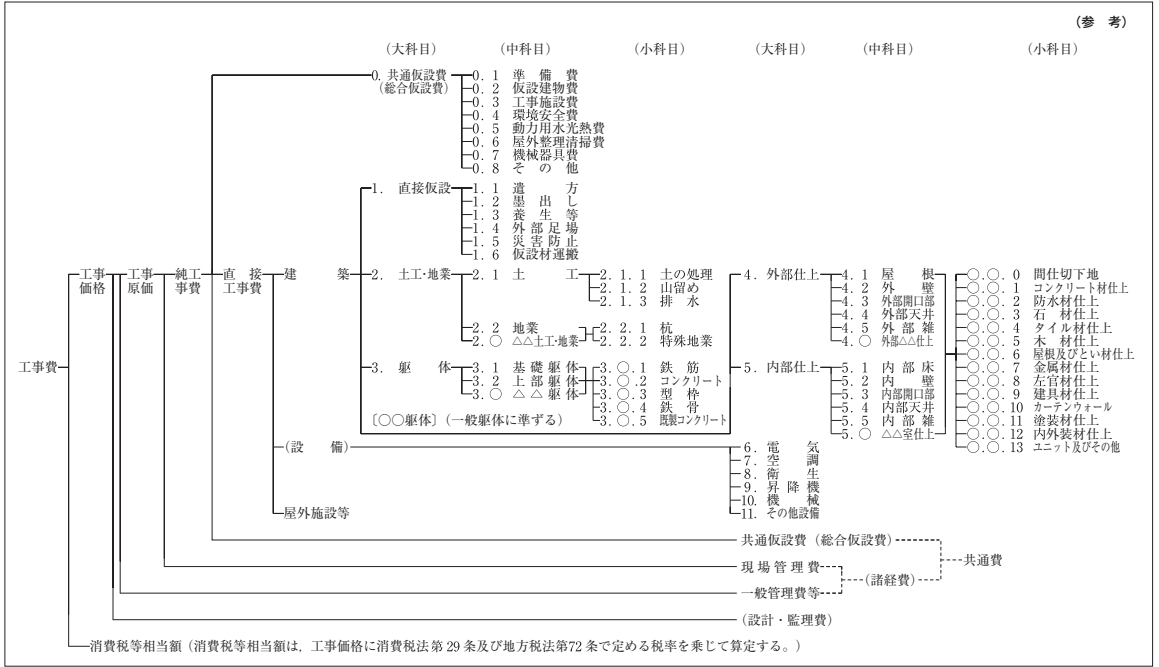


図3 部分別内訳

⑨ 和 室

名 称	摘 要	単 位	材 料			労 務		その他
			木材 (m <sup>2</sup> )	くぎ (kg)	金物 (kg)	職 種	歩掛員数(人)	
和室 化粧柱	90×90 建築工事標準詳細図6-41-1	1本 当り	0.034	0.068	0.068	大工	0.34	1式
						普通作業員	0.068	
和室 化粧半柱	90×36	〃	0.0136	0.027	0.054	大工	0.163	〃
						普通作業員	0.033	
和敷 居室	90×40 建築工事標準詳細図6-41-1	1m <sup>2</sup> 当り	0.0042	0.017	0.025	大工	0.084	〃
						普通作業員	0.017	
和鴨 居室	〃	〃	0.0042	0.017	0.025	大工	0.084	〃
						普通作業員	0.017	
和鴨 居室	90×40 建築工事標準詳細図6-46-1	〃	0.0042	0.017	0.025	大工	0.084	〃
						普通作業員	0.017	
和寄 寄せ	一般 25×105/2 建築工事標準詳細図6-43-1	〃	0.0015	0.006	0.009	大工	0.045	〃
						普通作業員	0.009	
〃	板畳部 36×45 建築工事標準詳細図6-43-1	〃	0.0017	0.007	0.01	大工	0.051	〃
						普通作業員	0.01	
和鴨 居室	25×40 建築工事標準詳細図6-44-1	〃	0.0011	0.004	0.007	大工	0.033	〃
						普通作業員	0.007	
和回 り縁	30×36 建築工事標準詳細図6-44-1	〃	0.0013	0.005	0.008	大工	0.046	〃
						普通作業員	0.009	
和上 がりがまち	90×60 建築工事標準詳細図6-45-1	〃	0.0057	0.023	0.034	大工	0.114	〃
						普通作業員	0.023	
和額 縁	30×65 建築工事標準詳細図6-41-3	〃	0.0023	0.009	0.014	大工	0.058	〃
						普通作業員	0.012	
和け こみ	H = 250 建築工事標準詳細図6-41-2	〃	0.0017	0.007	0.01	大工	0.06	〃
						普通作業員	0.012	
〃	H = 180 建築工事標準詳細図6-41-3	〃	0.0008	0.003	0.005	大工	0.028	〃
						普通作業員	0.006	

(備考) 「その他」の率対象は、大工、普通作業員とする。

⑩ 和室 押入れ

名 称	摘 要	単 位	材 料				労 務		その他
			木材		くぎ (kg)	金物 (kg)	職 種	歩掛員数(人)	
			下地材 (m <sup>2</sup> )	造作材 (m <sup>3</sup> )					
和押 入れ	1間 建築工事標準詳細図6-46-1	1か所 当り	0.0568	0.0031	0.126	0.246	大工	0.563	1式
							普通作業員	0.113	
〃	半間 建築工事標準詳細図6-46-1	〃	0.0323	0.0025	0.075	0.144	大工	0.348	〃
〃	1間 天袋付き 建築工事標準詳細図6-46-1	〃	0.0853	0.0043	0.188	0.367	大工	0.833	〃
〃	半間 天袋付き 建築工事標準詳細図6-46-1	〃	0.0483	0.0035	0.111	0.214	大工	0.509	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	普通作業員	0.102	〃

(備考) 「その他」の率対象は、大工、普通作業員とする。

⑪ と い

名 称	摘 要	単位	材 料			労 務		その他	
			品 名	単位	歩掛数量	職 種	歩掛員数(人)		
亜鉛鉄板軒どい (参考)	半円形 径 75 mm 亜鉛鉄板 0.91×1.82 m 厚 0.5~厚 0.4	1m 当り	亜鉛鉄板	枚	0.1	板金工	0.05	1 式	
			とい受金物	個	1.2	その他	1 式		
	副資材 (材料費の60%)	式	1						
	半円形 径 90 mm 〃	〃	亜鉛鉄板	枚	0.11	板金工	0.05		
			副資材 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式		
	半円形 径 100 mm 〃	〃	亜鉛鉄板	枚	0.12	板金工	0.06		
副資材 (材料費の60%)			式	1	その他	1 式			
半円形 径 120 mm 〃	〃	亜鉛鉄板	枚	0.14	板金工	0.06			
		副資材 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式			
亜鉛鉄板谷どい (参考)	V形 幅 420 mm 914×1.829 厚 0.8	〃	亜鉛鉄板	枚	0.31	板金工	0.17		
	V形 幅 470 mm 〃 厚 0.6	〃	副資材 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式		
			亜鉛鉄板	枚	0.35	板金工	0.17		
V形 幅 520 mm 〃 厚 0.6	〃	副資材 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式			
		亜鉛鉄板	枚	0.39	板金工	0.17			
銅板軒どい (参考)	半円形 径 75 mm 銅板 0.36×1.20 m 10~15 オンス	〃	銅板	枚	0.35	板金工	0.12		
			副資材 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式		
	半円形 径 90 mm 銅板 0.36×1.20 m 10~15 オンス	〃	銅板	枚	0.41	板金工	0.15		
			副資材 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式		
	半円形 径 100 mm 〃	〃	銅板	枚	0.44	板金工	0.16		
			副資材 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式		
半円形 径 120 mm 〃	〃	銅板	枚	0.54	板金工	0.17			
		副資材 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式			
亜鉛鉄板とい (参考)	径 60 mm 亜鉛鉄板 0.91×1.82 m 厚 0.3~厚 0.27	〃	亜鉛鉄板	枚	0.14	板金工	0.08		
			付属金物 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式		
	径 75 mm 〃	〃	亜鉛鉄板	枚	0.18	板金工	0.085		
付属金物 (材料費の60%)			式	1	その他	1 式			
径 90 mm 〃	〃	亜鉛鉄板	枚	0.22	板金工	0.10			
		付属金物 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式			
銅板どい (参考)	径 60 mm 銅板 0.36×1.20 m 8~10オンス	〃	銅板	枚	0.55	板金工	0.14		
			付属金物 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式		
	径 75 mm 〃	〃	銅板	枚	0.67	板金工	0.18		
付属金物 (材料費の60%)			式	1	その他	1 式			
径 90 mm 〃	〃	銅板	枚	0.80	板金工	0.22			
		付属金物 (材料費の60%)	式	1	その他	1 式			
塩化ビニル軒どい (参考)	半円形 径 90 mm 成形品	〃	塩ビどい	m	1.05	板金工	0.045		
			受金物各径による 鉄製	個	1.1	その他	1 式		
			継手材 (上記材 料費の10%)	式	1				
	半円形 径 105 mm 〃	〃	塩ビどい	m	1.05	板金工	0.048		
受金物各径による 鉄製			個	1.1	その他	1 式			
継手材 (上記材 料費の10%)	式	1							

(つづく)

名 称	摘 要	単 位	材 料		労 務		その他	
			品 名	単 位	歩 掛 数 量	職 種		歩 掛 員 数(人)
塩化ビニル軒どい (参考)	半円形 径120mm 成形品	1m 当り	塩ビどい	m	1.05	板金工	0.05	
			受金物各径による鉄製	個	1.1	その他	1式	
			継手材(上記材料費の10%)	式	1			
硬質ポリ塩化ビニル 管と	径50mm 成形品	〃	硬質ポリ塩化ビニル管	m	1.05	板金工	0.04	
			付属金物(上記材料費の70%)	式	1	その他	1式	
	径65mm 〃	〃	硬質ポリ塩化ビニル管	m	1.05	板金工	0.049	
			付属金物(上記材料費の70%)	式	1	その他	1式	
	径75mm 〃	〃	硬質ポリ塩化ビニル管	m	1.05	板金工	0.054	
			付属金物(上記材料費の70%)	式	1	その他	1式	
	径100mm 〃	〃	硬質ポリ塩化ビニル管	m	1.05	板金工	0.063	
			付属金物(上記材料費の70%)	式	1	その他	1式	
	径125mm 〃	〃	硬質ポリ塩化ビニル管	m	1.05	板金工	0.072	
			付属金物(上記材料費の70%)	式	1	その他	1式	
	径150mm 〃	〃	硬質ポリ塩化ビニル管	m	1.05	板金工	0.081	
			付属金物(上記材料費の70%)	式	1	その他	1式	
鋼管と	径50mm 白管	〃	配管用鋼管	m	1.05	配管工	0.10	
			付属金物(上記材料費の60%)	式	1	普通作業員	0.02	
						その他	1式	
	径65mm 〃	〃	配管用鋼管	m	1.05	配管工	0.13	
			付属金物(上記材料費の60%)	式	1	普通作業員	0.02	
						その他	1式	
	径80mm 〃	〃	配管用鋼管	m	1.05	配管工	0.15	
			付属金物(上記材料費の60%)	式	1	普通作業員	0.03	
						その他	1式	
	径100mm 〃	〃	配管用鋼管	m	1.05	配管工	0.18	
			付属金物(上記材料費の60%)	式	1	普通作業員	0.04	
						その他	1式	
	径125mm 〃	〃	配管用鋼管	m	1.05	配管工	0.25	
			付属金物(上記材料費の60%)	式	1	普通作業員	0.05	
						その他	1式	
	径150mm 〃	〃	配管用鋼管	m	1.05	配管工	0.30	
			付属金物(上記材料費の60%)	式	1	普通作業員	0.06	
						その他	1式	
鋳鉄管と (参考)	〃	〃	排水用鋳鉄製 ℓ=1,600	本	0.625	配管工	0.4	
			鉛コーキング用	kg	0.875	その他	1式	
			ヤーン	〃	0.119			
とい受金物 (参考)	1個 当り	〃	フックボルト 25×3	kg	0.3	溶接工	0.007	
			受金物 φ13ℓ=75	本	2	鉄骨工	0.12	
			溶接棒 (6mm換算)	kg	0.028	その他	1式	

(備考)「その他」の率対象は、亜鉛鉄板、とい受け金物、銅板、塩ビどい、硬質ポリ塩化ビニル管、配管用鋼管、排水用鋳鉄管、付属金物、継手材、鉛コーキング、ヤーン、フックボルト、溶接棒、受金物、副資材、板金工、配管工、普通作業員、溶接工、鉄骨工とする。

## 26 建築改修工事

### ① 一般事項

- (1) 標準歩掛における仕様は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」による。
- (2) 建築物等の模様替え及び修繕に係る改修工事に適用する。
- (3) 仮設は設計図書等に基づき工事内容や施工条件を確認し適切に算出する。なお、設計変更に伴う工事費の変更は、設計図書により記載内容が変更された場合とする。
- (4) 改修工事において、改修標準歩掛に合わない作業効率の低下等が考えられる場合は、必要に応じ単価及び価格の割増しを行う。  
 （参考）は、本書「建設工事標準歩掛積算委員会」が採用した参考歩掛である。（「建設工事標準歩掛（建築工事編）」の使用にあたっての注意事項 参照）

### ② 仮設

- (1) 改修工事における墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場、仮設間仕切り及び仮設材運搬に適用する。
- (2) 内部改修における、墨出し・養生及び整理清掃後片付け
  - ・「個別改修」：1室において床、壁及び天井のうち1つの部位のみを改修する場合とする。
  - ・「複合改修」：1室において床、壁及び天井のうち複数の部位を改修する場合とする。
- (3) 仮設資材価格は、基礎価格に1現場当り損料率を乗じて算定する。

#### 1. 屋上防水改修

名 称	摘 要	単位	材 料			労 務	
			品 名	単位	歩 掛 数 量	職 種	歩掛員数(人)
墨 出 し		水平面積 1 m <sup>2</sup> 当り	—	—	—	特殊作業員	0.002
						普通作業員	0.001
						そ の 他	1 式
養 生	アスファルト防水 (防水保護層共)	1 m <sup>2</sup> 当り	—	—	—	普通作業員	0.004
						そ の 他	1 式
						露出防水・簡易防水 (塗膜・シート)	〃
						そ の 他	1 式
整 理 清 掃 後 片 付 け	アスファルト防水 (防水保護層共)	1 m <sup>2</sup> 当り	—	—	—	軽作業員	0.018
						そ の 他	1 式
						露出防水・簡易防水 (塗膜・シート)	〃
						そ の 他	1 式

（備考）「その他」の率対象は、特殊作業員、普通作業員、軽作業員とする。

#### 2. 外壁改修

名 称	摘 要	単位	品 名	単位	歩 掛 数 量	職 種	歩掛員数(人)
墨 出 し	タイル・モルタル 塗 替 等 (一 般)	1 m <sup>2</sup> 当り	—	—	—	特殊作業員	0.002
						普通作業員	0.001
						そ の 他	1 式
養 生		〃	—	—	—	普通作業員	0.015
						そ の 他	1 式
整 理 清 掃 後 片 付 け		〃	—	—	—	軽作業員	0.07
						そ の 他	1 式
開 口 部 養 生	合板張り養生 (窓等の開口部)	〃	合板(2類 厚5.5)	m <sup>2</sup>	1.05	大 工	0.04
			木下地材(仮設用材)	m <sup>3</sup>	0.01	そ の 他	1 式
			くぎ	kg	0.02		

（備考）

1. 墨出しは、外壁モルタル塗り、タイル張り等を撤去し、新たに仕上をする場合に適用し、その数量は、外壁改修面積とする。外壁のクラック改修、浮き改修、吹付材のみの改修には適用しない。
2. 養生、整理清掃後片付けは、外壁面から幅2mの水平面積に対して計上する。
3. 開口部養生
  - ・資材1現場当りの損料率は、合板33%、木下地材33%、くぎ100%とする。
  - ・施工手間は、設置65%、撤去35%の割合とする。
  - ・外壁タイル、モルタル等の撤去時に必要に応じて計上する。
  - ・窓面等の面積に対して計上する。
4. 「その他」の率対象は、くぎ、特殊作業員、普通作業員、軽作業員、大工とする。



〔参考〕

外壁改修の枠組本足場の設置

外壁改修等で枠組足場を使用する場合の設置標準は、次表「枠組本足場の設置標準」を参考に設定する。  
 外部足場に、災害防止が必要な場合は、㊦仮設による。なお、災害防止の設計日数は、施工条件明示により算定する。

枠組本足場の設置の標準 (参考)

建枠寸法	板付布枠	規模・仕上げ
1200枠	500布枠×2枚	外部改修(タイル、モルタルはつり補修程度)(3階建て以上)
900枠	500+240布枠	外壁改修(吹付け、ピンニング程度)(3階建て以上) 外部改修(タイル、モルタルはつり補修程度)(2階建て以下)
600枠	500布枠×1枚	外壁改修(吹付け、ピンニング程度)(2階建て以下) 防水改修等で昇降用に設置する足場

(備考) 1. 階高は、4m程度とする。  
 2. 建枠及び板付布枠の寸法単位は、mmとする。

3. 内部改修

名 称	摘 要	単位	材 料			労 務		
			品 名	単位	歩掛数量	職 種	歩掛員数(人)	
墨 出 し	個別改修	床面積 1m <sup>2</sup> 当り	—	—	—	特殊作業員	0.002	
						普通作業員	0.001	
						その他	1式	
	複合改修	〃	—	—	—	特殊作業員	0.003	
						普通作業員	0.002	
						その他	1式	
養 生	個別改修	床面積 1m <sup>2</sup> 当り	—	—	—	普通作業員	0.007	
						その他	1式	
	複合改修	〃	—	—	—	普通作業員	0.011	
						その他	1式	
	塗装塗替え程度	〃	—	—	—	普通作業員	0.004	
						その他	1式	
	搬出入路部分	〃	—	—	—	普通作業員	0.004	
						その他	1式	
整 理 清 掃 後 片 付 け	個別改修	床面積 1m <sup>2</sup> 当り	—	—	—	軽作業員	0.036	
						その他	1式	
	複合改修	〃	—	—	—	軽作業員	0.054	
						その他	1式	
	塗装塗替え程度	〃	—	—	—	軽作業員	0.018	
						その他	1式	
	搬出入路部分	〃	—	—	—	軽作業員	0.018	
						その他	1式	
内 部 仕 上 足 場 (階高4m以下 脚立足場改修)	一般	床面積 1m <sup>2</sup> 当り	鋼製脚立 1,800mm級	脚	0.2	普通作業員	0.028	
			合板足場板 240×4,000mm	枚	0.2	その他	1式	
	塗装塗替え程度 既存塗膜の除去 有り	〃	〃	鋼製脚立 1,800mm級	脚	0.2	普通作業員	0.014
				合板足場板 240×4,000mm	枚	0.2	その他	1式
	塗装塗替え程度 既存塗膜の除去 無し	〃	〃	鋼製脚立 1,800mm級	脚	0.2	普通作業員	0.009
				合板足場板 240×4,000mm	枚	0.2	その他	1式
	仮 設 間 仕 切 り 下 地 (A, B 種)	軽鉄下地	1m <sup>2</sup> 当り	スタッド 65形	m	2.3	特殊作業員	0.038
				ランナ	〃	0.6	その他	1式
スパーサー				個	3.5			
打込みピン				〃	0.7			
振止め				m	0.8			
木下地		〃	〃	木下地材(仮設用材)	m <sup>3</sup>	0.014	大 工	0.098
				—	—	—	その他	1式
				—	—	—	—	—

(つづく)

トラック運転

(1日当り)

名 称	摘 要	単位	11 t 積	備 考
運 転 手 (一般)		人	1.0	
燃 料	軽油	ℓ	52.0	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(備考) 「その他」の率対象は、運転手 (一般)、燃料とする。

④ 外 壁 改 修

(1) 外壁改修における施工単価数量調査に適用する。

施工数量調査 (外壁改修)

名 称	摘 要	単位	品 名	単位	歩 掛 数 量	職 種	歩掛員数(人)
施 工 数 量 調 査	タイル・モルタル 塗替改修	1 m <sup>2</sup> 当り	—	—	—	特殊作業員	0.012
			—	—	—	そ の 他	1 式
	打放し面・ 仕上塗材改修	〃	—	—	—	特殊作業員	0.01
			—	—	—	そ の 他	1 式

(備考) 1. 壁面積等 (実調査面積) に対して使用する。  
2. 調査内容は、足場等を使い壁面の直近で行う。目視・打診調査及び報告書の作成を含む。  
3. 「その他」の率対象は、特殊作業員とする。

⑤ 塗 装 改 修

(1) 既存塗膜除去は、③撤去による。

(2) 仕上塗料塗り

単価基準及び本資料に定めのない細幅 (糸幅300mm 以下) の作価作成する際は、㎡単価に「0.4 (係数)」を乗じて算定する。

【改修標仕仕様】 木部の下地調整

(1 m<sup>2</sup> 当り)

名 称	摘 要	単位	R A 種 (塗替え面)	R B 種 (塗替え面)	R C 種 (塗替え面)	R A 種 (新規面)	R B 種 (新規面)	備 考
木部下塗り用調合 ペイント	JASS 18 M-304	kg	0.01	—	—	0.01	—	合成樹脂
合成樹脂エマルジョン パテ	JIS K 5669 (耐水形)	〃	0.06	—	—	0.05	—	
研 磨 紙	P120~220	枚	0.13	0.07	—	0.13	0.07	
	P240~320	〃	—	—	0.07	—	—	
塗 装 工		人	0.01	0.004	0.004	0.01	0.005	
そ の 他		式	1	1	1	1	1	

(備考) 1. RA 種において屋外の場合は、合成樹脂エマルジョンパテは不要とし、塗装工の人工を0.007人工とする。  
2. RA 種において、JASS 18 M-304は合成樹脂調合ペイント及びつや有合成樹脂エマルジョンペイントに適用し、それ以外は、JASS 18 M-308を適用する。  
3. 「その他」の率対象は、木部下塗り用調合ペイント、合成樹脂エマルジョンパテ、研磨紙、塗装工とする。

【改修標仕仕様】 鉄鋼面の下地調整

(1 m<sup>2</sup> 当り)

名 称	摘 要	単位	R A 種 (塗替え面)	R B 種 (塗替え面)	R C 種 (塗替え面)	R A 種 (新規面)	備 考
研 磨 紙	P120~220	枚	0.07	0.07	—	0.07	
	P240~320	〃	—	—	0.07	—	
塗 装 工		人	0.006	0.006	0.004	0.005	
そ の 他		式	1	1	1	1	

(備考) 「その他」の率対象は、研磨紙、塗装工とする。

## 3. 電気設備工事

- ① 電気設備工事の積算体系及び歩掛
- ② 共通費
- ③ 電力工事
- ④ 通信工事
- ⑤ 信号工事
- ⑥ 電気設備改修工事

歩掛は市場単価方式への移行工種についても掲載しております。  
次ページの注意事項に留意されご利用ください。

# 「建設工事標準歩掛（電気設備工事編）」の使用にあたっての注意事項

## 1 「電気設備工事編」標準歩掛の使用にあたって

国土交通省をはじめとする公共建築工事積算においては、従来の「積上げ方式」から市場での取引価格を直接積算に導入する「市場単価方式」が平成11年4月より段階的に採用され、（一財）建設物価調査会発行の季刊「建築コスト情報」に建築工事市場単価として公表しています。

本誌には、市場単価方式への移行工種も歩掛は掲載しておりますが、市場単価につきましては季刊「建築コスト情報」をご利用ください。

なお、電気設備工事編の標準歩掛により単価作成を行う場合は、下請経費等に相当する「その他」を加算する必要があります。「その他」の標準的な数値は703ページをご参照ください。

本誌掲載歩掛で（参考）は、本書「建設工事標準歩掛積算委員会」が採用した参考歩掛です。ご使用にあたっては十分ご注意ください。

## 2 標準歩掛の科目と市場単価本施工種の対比について

下表は、本誌電気設備工事編の科目と市場単価方式に移行した工種の対比表です。

なお、市場単価移行工種の細目「名称・規格仕様」につきましては、季刊「建築コスト情報」に掲載されておりますので、標準歩掛の使用の際にはご参照の上ご使用ください。

表 本誌掲載と建築工事市場単価本施工種の対比

令和5年9月現在

建設工事標準歩掛 (電気設備工事編)	建築コスト情報 建築工事市場単価編 (電気設備工事)		
	科 目	工 種	内 容
③電力工事	配線工事	絶縁電線工事	17
		絶縁ケーブル工事	19
	配管工事	電線管工事	11
		ケーブルラック工事	12
		位置ボックス工事	
		防火区画貫通処理工事	15
		プルボックス工事	13
		線び類(2種金属線び)工事	14
	線び類(2種金属線びボックス)工事		
	動力設備工事	電動機その他接続材(金属製可とう電線管)工事	13
	接地工事	接地極工事	
雷保護設備工事	接地極埋設標工事		

(注) 季刊「建築コスト情報」の建築工事市場単価編に掲載されている市場単価は、「共通設定条件(1. 調査対象建物と標準施工条件 2. 基本共通条件)」がありますので、市場単価採用にあたっては内容ご参照の上ご使用ください。

③ 下請経費等

この工事標準歩掛には「その他」の項目がある。これは本歩掛員数に下請経費が含まれていないため、「その他」を用いて、元請業者の下請けとなる下請経費（製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。）を算出しており、これらには現場管理費及び一般管理費等が含まれる。（表1 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）参照）

また、「その他」は下請経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、表2（「その他」の率（電気設備工事））の「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費は法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額である。

「その他」の率対象は、大きく分けて「労務費」を対象とする場合と「材料費、労務費、運搬費及び消耗材料費等」を対象とする場合に区分される。電気工事では、前者が労務提供型の下請けで、多くを占めており、後者

は主に「材工」で施工する下請けであり、『塗装工事』がある。

歩掛の「その他」の率は、中間値+1%＊を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ、適切に定める。

※ 墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は表2（「その他」の率（電気設備工事））に示された工種とする。

④ 数量積算基準

電気設備工事の数量は、設計図書に示された内容に基づき、国が定めた統一基準である「公共建築設備数量積算基準」（令和5年3月改定）を適用して算出する。

⑤ 内訳書標準書式

公共建築工事の電気設備工事の積算は国が定めた統一基準である「公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）」（令和5年3月改定）を適用している。この書式は、公共建築工事に活用できる内訳書式として、国土交通省大臣官房官庁営繕部から公表されている。

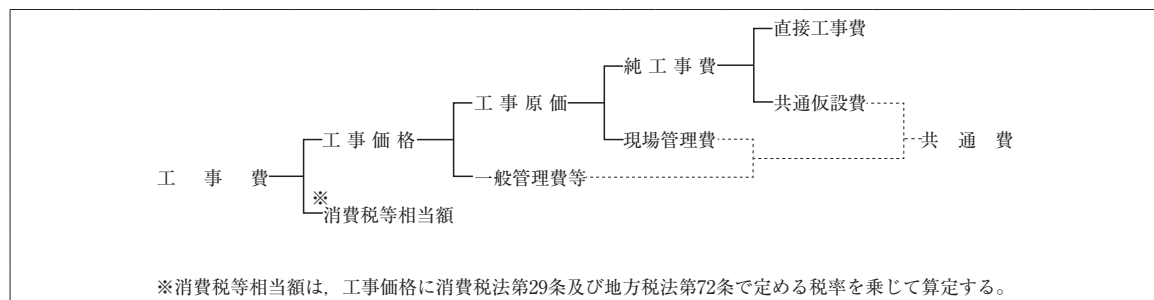


図1 工事費の構成

表1 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。	
現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。	
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

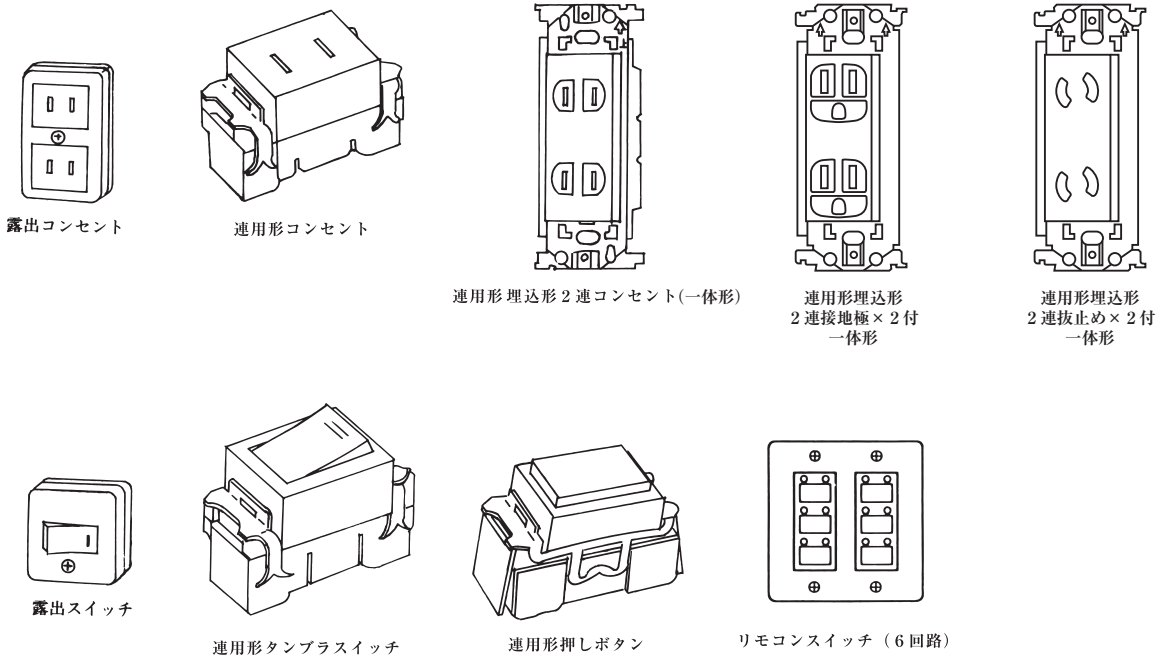
表2 「その他」の率（電気設備工事）

工 種	「その他」の率	「その他」の率の対象	備 考
配管工事	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
配線工事	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
接地工事	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
塗装工事	18～26% (22% + 1% = 23%)	材, 労, 雑	
機器搬入	20～30% (25% + 1% = 26%)	労, 雑	
電灯設備	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
動力設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
雷保護設備	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
受変電設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
電力貯蔵設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
架空線路	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
地中線路	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
構内交換設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
情報表示・拡声設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
誘導支援設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
テレビ共同受信設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
監視カメラ設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
火災報知設備	19～27% (23% + 1% = 24%)	労	
撤去	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
機器搬出	20～30% (25% + 1% = 26%)	労, 雑	
はつり工事	20～30% (25% + 1% = 26%)	労	
建築工事	「2. 建築工事」による		
機械設備工事	「4. 機械設備工事」による		

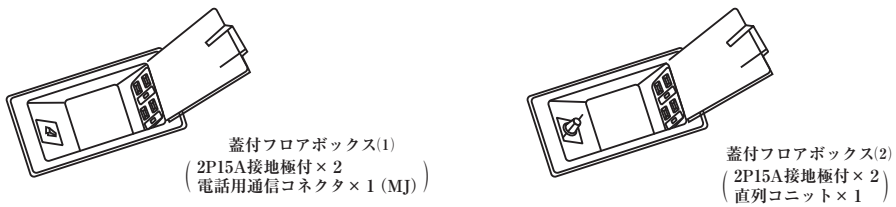
(備考) 1. 表中の材は「材料費」、労は「労務費」、雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。  
3. 「その他」の率の欄の( )内は、「その他」の率の中間値に、墜落制止器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算した値を示す。

3. コンセント

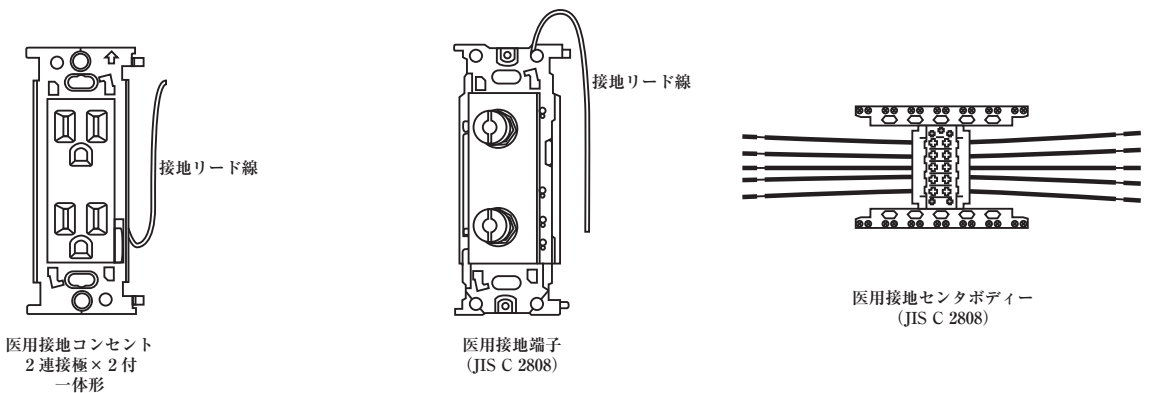
名称	摘要	単位	材 料			労 務		その他		
			品 名	単 位	歩掛数量	職 種	歩掛員数(人)			
コ ン セ ン ト	連用形 2P15 A × 1	1 個 当 り	コ ン セ ン ト	組	1	電工	0.054	1 式		
	〃 2P15 A × 2			〃	1	〃	0.081	〃		
	〃 2P15 A × 2 (一体形)			〃	1	〃	0.054	〃		
	〃 2P15 A × 1 (抜止め)			〃	1	〃	0.054	〃		
	〃 2P15 A × 2 (抜止め)			〃	1	〃	0.081	〃		
	〃 2P15 A × 2 (抜止め, 一体形)			〃	1	〃	0.054	〃		
	〃 2P15 A × 1(接地端子付)			〃	1	〃	0.067	〃		
	〃 2P15 A × 2(接地端子付)			〃	1	〃	0.094	〃		
	〃 2P15 A × 1 (接地端子付, 一体形)			〃	1	〃	0.067	〃		
	〃 2P15 A × 2 (接地端子付, 一体形)			〃	1	〃	0.067	〃		
	〃 2P15 A × 1(接地極付)			〃	1	〃	0.067	〃		
	〃 2P15 A × 2 (接地極×2付, 一体形)			〃	1	〃	0.067	〃		
	〃 2P15 A × 1 (接地極, 接地端子付, 一体形)			〃	1	〃	0.067	〃		
	〃 2P15 A × 2 (接地極×2, 接地端子付×1, 一体形)			〃	1	〃	0.067	〃		
	2P15 A × 1			〃	〃	組	1	電工	0.054	1 式
	2P20 A × 1(プラグ共)					〃	1	〃	0.065	〃
2P30 A × 1(プラグ共)	〃	1	〃			0.091	〃			
3P15 A × 1(プラグ共)	〃	1	〃			0.080	〃			
3P20 A × 1(プラグ共)	〃	1	〃			0.083	〃			
3P30 A × 1(プラグ共)	〃	1	〃			0.122	〃			
2P15 A × 1(引掛形プラグ共)	〃	〃	組	1	電工	0.054	1 式			
2P20 A × 1(引掛形プラグ共)			〃	1	〃	0.065	〃			
2P15 A × 1 (引掛形接地極付プラグ共)			〃	1	〃	0.080	〃			
2P15 A × 2 (引掛形接地極付プラグ共) (参考)			〃	1	〃	0.080	〃			
2P15 A × 2 (防雨形, 抜止め, 接地極×2, 接地端子付)			〃	1	〃	0.067	〃			
ハイテンションアウトレット	2P15 A × 1	〃	ハイテンションアウトレット	組	1	電工	0.096	1 式		
フ ロ ア プ レ ー ト	水平高低調整式		フロアプレート	組	1	電工	0.087	1 式		
<p>(備考) 1. 摘要に掲げる組合せ以外のコンセントの組合せの場合は、器具について当該組合せの器具とし、歩掛員数は次による。</p> $S = A + (B + C + \dots) \times 0.5$ <p>S：組合わせた配線器具の歩掛員数  A：組合わせる配線器具の中で最大の歩掛員数  B, C, …：A以外の配線器具の歩掛員数</p> <p>2. 材料は、器具（コンセント、接地端子、プラグ等）、取付枠（一体形を除く）及びフラッシュプレートの組合せとする。</p> <p>3. 消耗品、雑材料は材料費の2%とする。</p> <p>4. 「その他」の率対象は、電工とする。</p>										



(a) タンプスイッチ・コンセント



(b) OAフロア器具



(備考) 医療施設で用いられる接地リード線付コンセントには、JIST-1021規格適合品(医用)以外に接地リード線付コンセントがあるので、材料の選定に留意する。

(c) 医用配線器具



8. LED 照明

名 称	摘 要	単位	材 料			労 務		その他		
			品 名	単位	歩掛数量	職種	歩掛員数(人)			
LED 照明 (ベースライト露出形)	LSS1-2・LSS9-2 (650×200未満)	1個 当り	LED 照明器具	個	1	電工	0.117	1式		
	LSS10-2(650×200以上)			〃	1	〃	0.149	〃		
	LSS1-4・LSS9-4・LSS12-4・ LSS13-4(1260×200未満)			〃	1	〃	0.178	〃		
	LSS6-4・LSS7-4・LSS10-4 (1260×200以上)			〃	1	〃	0.222	〃		
	LSS15-4(500×500)			〃	1	〃	0.178	〃		
	LSS15-7(740×740)			〃	1	〃	0.258	〃		
LED 照明 (ベースライト埋込形)	LRS6-2(650×200未満)			〃	1	〃	0.180	〃		
	LRS3-2(650×200以上)			〃	1	〃	0.227	〃		
	LRS6-4・LRS10-4 (1300×200未満)			〃	1	〃	0.266	〃		
	LRS3-4・LRS8-4・LRS20-4 (1300×200以上)			〃	1	〃	0.332	〃		
	LRS7-4(1300×200以上) (システム天井用)			〃	1	〃	(0.332×0.6)	〃		
	LRS15-3(400×400)			〃	1	〃	0.227	〃		
	LRS9-4・LRS15-4(500×500)			〃	1	〃	0.266	〃		
	LRS9-6・LRS15-6(650×650)			〃	1	〃	0.392	〃		
LED 照明 (ダウンライト埋込形)	LRS1・LRS11・LRS12・LRS13・LRS14・ LRS16・LRS17(天井切込み寸法100~150φ)	1灯 当り	LED 照明器具	〃	1	〃	0.209	〃		
	LRS1(天井切込み寸法200φ)			〃	1	〃	0.240	〃		
	LRS1(天井切込み寸法250φ)			〃	1	〃	0.282	〃		
LED 照明 (高天井ダウンライト露出形)	LSR1・LSR2・LSR3 ※17000lm, 20000lm			〃	1	〃	0.348	〃		
	LSR1・LSR2 ※34000lm, 40000lm			〃	1	〃	0.417	〃		
LED 照明 (高天井ダウンライト埋込形)	LRS2(天井切込み寸法400φ) ※12000lm, 16000lm			〃	1	〃	0.357	〃		
LED 照明 (ブラケットライト露出形)	LBF2・LBF4(600以下×450以下)			〃	1	〃	0.130	〃		
	LBF3-2(800×200未満)			〃	1	〃	0.117	〃		
	LBF3-4・LBF11 (1260×200未満)			〃	1	〃	0.178	〃		
LED 照明 (投光器)	LPJ1 ※18000lm			〃	1	〃	1.43	〃		
	LPJ1 ※50000lm			〃	1	〃	1.74	〃		
LED 照明 (屋外ポールライト)	LST1・LST2・LST3・LST4・LSA2 ※6000lm(T(B)3.5~5.0)			1灯 当り	LED 照明器具	灯	1	〃	1.84	〃
LED 照明 (屋外ポールライト)	LSA1(太陽電池パネル TB3.0)					〃	1	〃	2.48	〃
LED 照明 (屋外ガーデンライト)	LPT1(150φ×1100)					〃	1	〃	0.755	〃
(備考) 1. 一体形 LED に適用する。 2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)による。また、( ) は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等を示し、※の定格光束は、代表値を示す。 3. LED 制御装置の取付けを含む。 4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。 5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。 6. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御されている照明器具は、電工の歩掛に0.05人/個を加算する。 7. 金属線びに取り付ける場合、電工の歩掛を0.8倍とする。 8. システム天井に取り付ける場合、電工の歩掛を0.6倍とし、雑材料は算出ししない。 9. 消耗品、雑材料は、材料価格の5%程度とする。 10. 「その他」の率対象は、電工とする。										

## ⑥ 電気設備改修工事

### ① 一般事項

- (1) 電気設備工事における撤去、再使用及び改修工事に適用する。
- (2) 撤去は各設備に応じた標準歩掛員数を用いて、②撤去より再使用の有無に応じた乗数を適用して算出するほか、③撤去（600V絶縁電線）から⑭（柱上取付け変圧器）を適用する。

なお、本項③～⑭撤去は、再使用しない場合の標準歩掛員数としている。

【備考】 本項③～⑭撤去の適用にあたっては⑮撤去（参考資料）を参照。

### ② 撤 去

細 目	名 称	単 位	新管工事の標準歩掛員数に対する乗率		その他
			再使用しない	再使用する（取外し）	
撤 去	電 線・ケ ー ブ ル	m	0.2	0.4	1 式
	電 線 管		0.2	0.4	
	照 明 器 具	個	0.3	0.4	
	配 線 器 具		0.3	0.4	
	分 電 盤・端 子 盤	面	0.2	0.4	
	変 電 機 器	個	0.3	0.5	
	通 信 用 器 具		0.3	0.4	
	電 柱	本	0.3	0.6	
	架 線	1 条 1 径 間	0.2	0.4	
	地 中 線 ケ ー ブ ル	m	0.3	0.6	
コ ン ク リ ー ト ト ラ フ	0.3		0.6		

(備考) 1. 材料の整理、運搬に要する普通作業員は、別途計上する。  
 2. 電線管でコンクリート埋設のものは除く。  
 3. 現場の状況又は分解手間の程度によっては、本表の乗率を増減できる。  
 4. 再使用しない機材の「その他」の率の対象は、労務歩掛りとし、対象となる工種は「撤去」を適用する。  
 5. 再使用する機材の「その他」の率の対象は、労務歩掛りとし、再使用に対応する工種を適用する。

### ③ 撤 去 (600V 絶縁電線)(EM-IE, EM-IC, HIV・IV・IC 等 管内配線の場合)

名 称	摘 要	単 位	労 務		その他
			職 種	歩 掛 員 数 (人)	
600 V 絶縁電線 (管内配線)	1.0 mm	1 m 当り	電工	0.0018	1 式
	1.2		〃	0.0020	〃
	1.6		〃	0.0020	〃
	2.0		〃	0.0022	〃
	2.6		〃	0.0028	〃
	2 mm <sup>2</sup>		〃	0.0020	〃
	3.5		〃	0.0022	〃
	5.5		〃	0.0028	〃
	8		〃	0.0032	〃
	14		〃	0.0040	〃
	22		〃	0.0048	〃
	38		〃	0.0064	〃
	60		〃	0.0084	〃
	100		〃	0.0112	〃
	150		〃	0.0146	〃
	200		〃	0.0166	〃
250	〃	0.0196	〃		
325	〃	0.0234	〃		

(備考) 1. 撤去品を再使用する場合の撤去は、歩掛員数を2.0倍して用いる。  
 2. ダクト類の配線にも適用する。  
 3. 合成樹脂製可とう電線管 (PF 管, CD 管) 内配線の場合は、電工の歩掛員数を0.9倍して用いる。  
 4. 接地線は、ラック、ピット、トラフ及びダクトとも管内の電工の歩掛員数を適用する。  
 5. 「その他」の率対象は、電工とする。

## 4. 機械設備工事

- ① 機械設備工事の積算体系及び歩掛
- ② 共通費
- ③ 配管工事
- ④ 空気調和及び換気設備工事
- ⑤ 暖房設備工事
- ⑥ 衛生設備工事
- ⑦ 保温工事
- ⑧ 塗装工事
- ⑨ 防食処置
- ⑩ 土工事
- ⑪ コンクリート工事
- ⑫ 樹 類
- ⑬ 機械設備改修工事

歩掛は市場単価方式への移行工種についても掲載しております。  
次ページの注意事項に留意されご利用ください。

# 「建設工事標準歩掛（機械設備工事編）」の使用にあたっての注意事項

## 1 「機械設備工事編」標準歩掛の使用にあたって

国土交通省をはじめとする公共建築工事積算においては、従来の「積上げ方式」から市場での取引価格を直接積算に導入する「市場単価方式」が平成11年4月より段階的に採用され、（一財）建設物価調査会発行の季刊「建築コスト情報」に建築工事市場単価として公表しています。

本誌には、市場単価方式への移行工種も歩掛は掲載しておりますが、市場単価につきましては季刊「建築コスト情報」をご利用ください。

なお、機械設備工事編の標準歩掛により単価作成を行う場合は、下請経費等に相当する「その他」を加算する必要があります。「その他」の標準的な数値は824ページをご参照ください。

本誌掲載歩掛で（参考）は、本書「建設工事標準歩掛積算委員会」が採用した参考歩掛です。ご使用にあたっては十分ご注意ください。

## 2 標準歩掛の科目と市場単価本施工種の対比について

下表は、本誌機械設備工事編の科目と市場単価方式に移行した工種の対比表です。

なお、市場単価移行工種の細目「名称・規格仕様」につきましては、季刊「建築コスト情報」に掲載されておりますので、標準歩掛の使用の際にはご参照の上ご使用ください。

表 本誌掲載と建築工事市場単価本施工種の対比

令和5年9月現在

建設工事標準歩掛 (機械設備工事編)	建築コスト情報 建築工事市場単価編 (機械設備工事)		
	科 目	工 種	内 容
④ 空気調和及び 換気設備工事	ダクト設備工事	ダクト工事(アングルフランジ 工法, コーナーボルト工法, ス パイラルダクト)	11
		チャンバー・組立チャンバー・ ボックス工事	13
		既製品ボックス取付費	13
		吸出口・吸込口類, 風量測定 口・ベントキャップ・ダクト用 点検口類取付費	14
		排煙口・ダンパー類取付費	14
⑥ 衛生設備工事	衛生器具設備工事	衛生器具取付費	12
⑦ 保温工事	保温工事	保温工事(ダクト)	15
		保温工事(配管)	21

(注) 季刊「建築コスト情報」の建築工事市場単価編に掲載されている市場単価は、「共通設定条件 (1. 調査対象建物と標準施工条件 2. 基本共通条件)」がありますので、市場単価採用にあたっては内容ご参照の上ご使用ください。

## ① 機械設備工事の積算体系及び歩掛

### ① 工事費の構成

機械設備工事の工事費の積算は、敷地条件、建物の規模・構造、工法、施工の段取り、周辺環境、他工事との関連、工事期間、施工時期、下請業者の状況、契約上の諸条件等を勘案し、適正に行わなければならない。

発注者が作成する工事費は、工事価格に消費税等相当額を加算することによって算定される。消費税等相当額は、消費税法及び地方税法に基づき工事価格に課せられる消費税及び地方消費税相当分からなる税率（10%）を乗じて得た額である。

工事価格は、工事原価と一般管理費等（付加利益等を含む）により構成される。

工事原価は、純工事費と現場管理費で構成され、純工事費は直接工事費と共通仮設費とにより構成される。

直接工事費は、工事目的物を施工するために直接必要とされる費用であり、工事科目ごとに分けて積算する。

共通費は、②の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に基づいて積算する。工事費の構成は、図1 工事費の構成による。

### ② 工事歩掛と単価

直接工事費の算定には、以下の方法がある。

(1)材料価格及び機器類価格に個別の数量を乗じて算定する。

(2)単位施工当りに必要な材料費、労務費、機械器具

費、その他等から構成された単価に数量を乗じて算定する。

本単価には、歩掛による複合単価や物価資料に掲載された「建築工事市場単価」等がある。

(3)上記(1)又は(2)により難しい場合は、施工に必要な全ての費用を「1式」として算定する。

歩掛による複合単価、「建築工事市場単価」以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考とする。

複合単価は、歩掛に基づく単価であり、材料費、労務費、機械器具費、その他（下請け経費等）で構成される。

### ③ 下請経費等

複合単価には「その他」の項目がある。これは本歩掛員数に下請経費が含まれていないため、「その他」を用いて、元請業者の下請けとなる下請経費（製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。）を算出しており、これらには現場管理費及び一般管理費等が含まれる。（表1 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）参照）

「その他」は下請経費、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、表2 「その他」の率（機械設備工事）の「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費は法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額である。

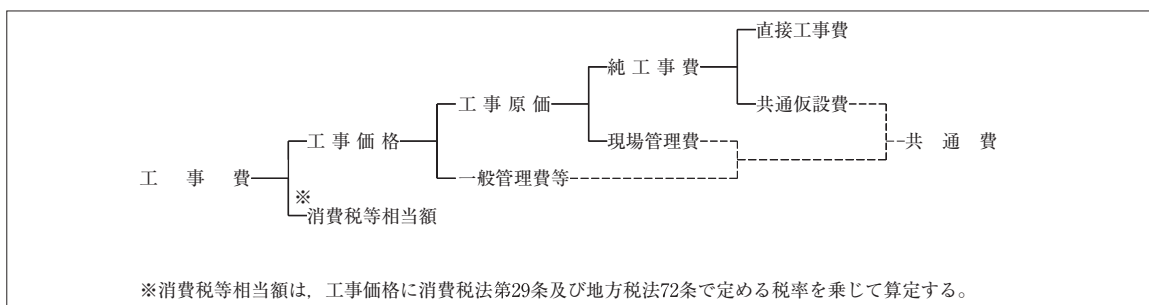


図1 工事費の構成

表1 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

製造業者・専門工事業者の諸経費とは、製造業者・専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等であり、その内容は以下のとおりとする。	
現場管理費とは、工事施工に当たり現場で必要とする費用であり、一般管理費等とは製造業者・専門工事業者の継続運営に必要な費用と付加利益である。	
現場管理費	労務管理費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

「その他」の率対象は、大きく分けて「労務費」を対象とする場合と「材料費」,「労務費」並びに「運搬費及び消耗材料費等」を含めた工事全体を対象とする場合があるが、機械設備工事では、前者は、主に労務提供型の下請けである『配管工事, 衛生器具工事』があり、後者は主に材工で施工する『ダクト工事, 保温工事』などがある。

歩掛の「その他」の率は、中間値+1%＊を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ、適切に定める。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は表2(「その他」の率(機械

設備工事))に示された工種とする。

④ 数量積算基準

機械設備工事の数量は、設計図書に示された内容に基づき、国が定めた統一基準である「公共建築設備数量積算基準」(令和5年3月改定)を適用して算出する。

⑤ 内訳書標準書式

公共建築工事の機械設備工事の積算は国が定めた統一基準である「公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)」(令和5年3月改定)を適用している。この書式は、公共建築工事に活用できる内訳書式として、国土交通省大臣官房官庁営繕部から公表されている。

表2 「その他」の率(機械設備工事)

工 種	「その他」の率	「その他」の率対象	備 考
各種配管工事	20~30% (25% + 1% = 26%)	労	労務費には、はつり補修費を含む
配管附属品	19~27% (23% + 1% = 24%)	労	弁, 伸縮継手, 蒸気トラップ, 水栓, 排水金具, 計器類等
保温工事	18~26% (22% + 1% = 23%)	材, 労, 雑	
塗装工事	18~26% (22% + 1% = 23%)	材, 労, 雑	
機器搬入	20~30% (25% + 1% = 26%)	労, 雑	
総合調整	20~30% (25% + 1% = 26%)	労	
空気調和機器	19~27% (23% + 1% = 24%)	労	ボイラー, 冷凍機, 空気調和機, ポンプ, 送風機等
ダクト工事	16~24% (20% + 1% = 21%)	材, 労, 雑	
ダクト附属品	19~27% (23% + 1% = 24%)	労	吹出口, 吸込口, ダンパー類等
ダクト附属品(たわみ継手)	18~26% (22% + 1% = 23%)	材, 労	
自動制御設備	19~27% (23% + 1% = 24%)	労	労務費には、自動制御機器調整費を含む
衛生器具	20~30% (25% + 1% = 26%)	労	
衛生機器	19~27% (23% + 1% = 24%)	労	タンク, ポンプ, 厨房器具, 湯沸器, 消火器具類等
柵	19~27% (23% + 1% = 24%)	労	ため柵, インバート柵, 弁柵類等
撤去	20~30% (25% + 1% = 26%)	労	
配管分岐・切断	20~30% (25% + 1% = 26%)	労	複合単価分は対象外
機器搬出	20~30% (25% + 1% = 26%)	労, 雑	
はつり工事	20~30% (25% + 1% = 26%)	労	
ダクト端部閉塞	16~24% (20% + 1% = 21%)	材, 労	
インバート改修	19~27% (23% + 1% = 24%)	労	
建築工事	「2. 建築工事」による		
電気設備工事	「3. 電気設備工事」による		

(備考) 1. 表中の材は「材料費」, 労は「労務費」, 雑は「運搬費及び消耗材料費等」を示す。  
 2. 取外しの場合は、取外しを行う製品等に対応する工種の「その他」の率を適用する。  
 3. 「その他」の率の欄の( )内は、「その他」の率の中間値に墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算した値を示す。

## ④ 空気調和及び換気設備工事

## ① 冷凍機

## 1. チリングユニット据付け

名 称	摘 要 圧縮機電動出力	単位	労 務		その他	備 考
			職 種	歩掛員数(人)		
チリングユニット	3.75 kW 以下	1基 当り	設備機械工	1.58	1式	1. 防振基礎の場合は20%増しとする。 2. 搬入費を別に計上する。 3. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。
	5.5 〃		〃	1.89	〃	
	11.0 〃		〃	3.15	〃	
	22.0 〃		〃	5.18	〃	
	37.0 〃		〃	7.21	〃	
	60.0 〃		〃	8.56	〃	
	75.0 〃		〃	12.61	〃	
	90.0 〃		〃	13.06	〃	

## 2. 空気熱源ヒートポンプユニット据付け

名 称	摘 要 圧縮機電動出力	単位	労 務		その他	備 考
			職 種	歩掛員数(人)		
空気熱源ヒート ポンプユニット	2.2 kW 以下	1基 当り	設備機械工	1.87	1式	1. 防振基礎の場合は20%増しとする。 2. モジュール形の場合は、モジュールごとの歩掛員数を加算して計上する。 3. 搬入費を別に計上する。 4. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。
	3.75 〃		〃	2.31	〃	
	5.5 〃		〃	3.10	〃	
	7.5 〃		〃	3.46	〃	
	11.0 〃		〃	5.12	〃	
	15.0 〃		〃	5.33	〃	
	22.0 〃		〃	6.70	〃	
	37.0 〃		〃	10.31	〃	

## 3. 吸収冷温水機据付け

名 称	摘 要 冷凍能力	単位	労 務		その他	備 考
			職 種	歩掛員数(人)		
吸 収 冷 温 水 機	70 kW 以下	1基 当り	設備機械工	6.28	1式	1. 搬入費を別に計上する。 2. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。
	105 〃		〃	8.44	〃	
	140 〃		〃	10.60	〃	
	176 〃		〃	12.76	〃	
	264 〃		〃	18.16	〃	
	352 〃		〃	23.56	〃	
	440 〃		〃	25.74	〃	
	528 〃		〃	30.54	〃	
	598 〃		〃	34.38	〃	
	721 〃		〃	41.10	〃	
	897 〃		〃	50.70	〃	
	1,056 〃		〃	59.34	〃	

② 冷 却 塔

(1) 現場組立形冷却塔及び大型の冷却塔は、機器単価に、墨出し、据付費、調整等を含めるため、これらについては製造者の見積りにより計上する。

1. 冷却塔据付け

名 称	摘 要 冷 却 能 力	単 位	労 務		その他	備 考
			職 種	歩掛員数(人)		
冷 却 塔 (FRP)	20.9 kW 以下	1基 当り	設備機械工	1.18	1 式	1. 防振基礎の場合は20%増しとする。 2. 搬入費を別に計上する。 3. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。 (注) 摘要欄は、冷却水出入口温度 32℃、37℃、外気温度 27℃ (WB) の場合の冷却能力を示す。
	31.4 〃		〃	1.27	〃	
	41.8 〃		〃	1.31	〃	
	62.7 〃		〃	1.51	〃	
	83.7 〃		〃	1.59	〃	
	104 〃		〃	1.71	〃	
	125 〃		〃	1.95	〃	
	167 〃		〃	2.52	〃	
	209 〃		〃	2.93	〃	
	251 〃		〃	3.33	〃	
	334 〃		〃	4.47	〃	
	418 〃		〃	6.18	〃	
	523 〃		〃	6.87	〃	
627 〃	〃	8.84	〃			

③ 空 気 調 和 機

1. 空気調和機据付け

名 称	摘 要 風 量	単 位	労 務		その他	備 考
			職 種	歩掛員数(人)		
ユ ニ ッ ト 形 空 気 調 和 機	9,780 m <sup>3</sup> /h 以下	1台 当り	設備機械工	4.66	1 式	1. 防振基礎の場合は20%増しとする。 2. 搬入費を別に計上する。 3. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。
	11,300 〃		〃	5.09	〃	
	17,100 〃		〃	7.66	〃	
	25,900 〃		〃	9.39	〃	
	30,700 〃		〃	10.04	〃	
	35,700 〃		〃	12.14	〃	
	39,400 〃		〃	15.39	〃	
	43,800 〃		〃	20.85	〃	
コ ン パ ク ト 形 空 気 調 和 機	2,000 〃	〃	設備機械工	1.70	1 式	
	4,000 〃		〃	2.05	〃	
	6,000 〃		〃	2.41	〃	

2. パッケージ形空気調和機据付け

名 称	摘 要 冷 房 能 力	単 位	労 務		その他	備 考
			職 種	歩掛員数(人)		
水 冷 式 パ ッ ケ ー ジ 形 空 気 調 和 機	2.5 kW 以下	1台 当り	設備機械工	1.15	1 式	1. 屋内機の天井吊りは100%増しとする。 2. 防振基礎の場合20%増しとする。 3. 本体及び付属品の取付けを含む。 4. 電気配管、配線工事は含まない。 5. 搬入費を別に計上する。 6. 「その他」の率対象は、設備機械工とする。 (注) 摘要欄は、冷却水出入口温度 32℃、37℃、外気温度 27℃ (WB) の場合の冷却能力を示す。
	5.0 〃		〃	1.51	〃	
	9.0 〃		〃	1.55	〃	
	14.0 〃		〃	1.89	〃	
	22.4 〃		〃	2.19	〃	
	28.0 〃		〃	2.44	〃	
	45.0 〃		〃	3.18	〃	
	56.0 〃		〃	3.63	〃	
	71.0 〃		〃	5.36	〃	
	90.0 〃		〃	5.86	〃	
	112.0 〃		〃	8.33	〃	



⑬ 機械設備改修工事

① 一般事項

建築物の模様替え及び修繕に係る機械設備工事に適用する。

② 撤去

1. 適用条件及び留意事項

- (1) 配管、ダクト、保温及び機器の撤去に適用する。
- (2) 資機材撤去は、新設歩掛を補正した労務歩掛によるほか、撤去歩掛による。
- (3) 資機材の施工状況等により、新設歩掛に対する補正率を増減することができる。

2. 資機材の撤去

使用区分	種 別	労務歩掛 (人)	使用区分	種 別	労務歩掛 (人)
撤去 (撤去後 再使用 しない)	配管類	新設歩掛 × 0.3	取外し (撤去後 再使用 する)	配管類	新設歩掛 × 0.4
	配管附属品類	〃 × 0.3		配管附属品類	〃 × 0.4
	ダクト・同附属品類	〃 × 0.3		ダクト・同附属品類	〃 × 0.4
	保温	〃 × 0.3		保温	〃 × 0.4
	水栓・排水金具等	〃 × 0.3		水栓・排水金具等	〃 × 0.4
	軽量機器	〃 × 0.3		軽量機器	〃 × 0.4
	重量機器	〃 × 0.4		重量機器	〃 × 0.7

(備考) 1. 配管類の労務歩掛は「はつり補修」を除く。  
 2. 機器の場外搬出は別途計上する。  
 3. ボイラー、冷凍機、冷却塔、タンク、空調機、送風機、ポンプ等のうち、100 kg 以上の機器を重量機器として扱い、100 kg 未満のものを軽量機器として扱う。  
 4. 使用区分が撤去の「その他」の率対象は、労務歩掛とし、工種は撤去を適用する。  
 5. 使用区分が取外しの「その他」の率対象は、労務歩掛とし、工種は取外しを行う資機材に対応するものを適用する。

3. ダクト撤去

(1) 長方形ダクト

細 目	摘 要	単位	労 務		その他	備 考
			職 種	歩掛員数(人)		
長方形ダクト	亜鉛鉄板板厚 (mm) 0.5	1 m <sup>2</sup> 当り	ダクト工	0.066	1 式	1. 取外し(撤去後再使用する)の場合 は、歩掛に1.3を乗じた値とする。 2. 「その他」の率対象は、ダクト工 とする。
	〃 0.6		〃	0.072		
	〃 0.8		〃	0.075		
	〃 1.0		〃	0.093		
	〃 1.2		〃	0.123		
	〃 1.6		〃	0.162		

(2) スパイラルダクト

細 目	摘 要	単位	労 務		その他	備 考
			職 種	歩掛員数(人)		
スパイラル ダクト (低圧ダクト、 高圧1ダクト、 高圧2ダクト)	ダクト口径 (mm) 100	1 m 当り	ダクト工	0.035	1 式	1. 取外し(撤去後再使用する)の場合 は、歩掛に1.3を乗じた値とする。 2. 「その他」の率対象は、ダクト工 とする。
	〃 125		〃	0.035		
	〃 150		〃	0.040		
	〃 175		〃	0.047		
	〃 200		〃	0.052		
	〃 225		〃	0.057		
	〃 250		〃	0.060		
	〃 275		〃	0.066		
	〃 300		〃	0.075		
	〃 350		〃	0.086		
	〃 400		〃	0.101		
	〃 450		〃	0.118		
	〃 500		〃	0.130		
	〃 550		〃	0.153		
	〃 600		〃	0.156		
	〃 650		〃	0.173		
	〃 700		〃	0.182		
	〃 750		〃	0.196		
	〃 800		〃	0.208		
	〃 850		〃	0.216		
〃 900	〃	0.231				
〃 950	〃	0.239				
〃 1,000	〃	0.261				